

令和8年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和8年3月5日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	森田祐美子	税 務 課 長	早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	三塚 利博
都 市 建 設 課 長	浅野 宏明	学 校 教 育 課 長 補 佐	千葉 岳史
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美 次長 小原 昭子 主任 佐々木涼太郎

議事日程（第3号）

令和8年3月5日（木曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 同意第 1号 監査委員の選任について

- 第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度大衡村一般会計予算の補正について)
- 第 4 議案第 1 号 大衡村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 大衡村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 4 号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 号 大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 7 号 敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 8 号 道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 9 号 令和7年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第13 議案第10号 令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第14 議案第11号 令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第15 議案第12号 令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第16 議案第13号 令和7年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第17 議案第14号 令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
- 第18 議案第15号 令和8年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第19 議案第16号 令和8年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第20 議案第17号 令和8年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第21 議案第18号 令和8年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第22 議案第19号 令和8年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第23 議案第20号 令和8年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和8年第1回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番早坂美華さん、3番鈴木和信君を指名いたします。

日程第2 同意第1号 監査委員の選任について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） ここで、代表監査委員和泉文雄君の退場を求めます。

〔代表監査委員 和泉文雄君 退席〕

議長（高橋浩之君） 提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

同意第1号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

今月12日をもって、現在監査委員を務めておられます衡中地区の和泉文雄氏が任期満了となりますので、引き続き和泉文雄氏を任命いたしたくご提案をいたすものであります。

和泉文雄氏は、昭和49年に大衡村役場へ奉職されて以来、平成28年をもって健康福祉課長を最後に定年退職し、その後、再任用職員及び会計年度職員として議会事務局、健康福祉課を経験され、公務員生活48年の長きにわたり地方自治の振興に邁進されてきま

した。

和泉氏は、温厚誠実で住民の信望も厚く、社会的経験も大変豊富な方であり、1期4年間の監査委員の実績と経験を踏まえ、監査委員適任者として選任いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号、監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（高橋浩之君） ただいま出席している議員は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番小川克也君、5番佐野英俊君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（高橋浩之君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（高橋浩之君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（高橋浩之君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めま

す。これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。4番小川克也君、5番佐野英俊君、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

議長（高橋浩之君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効票 11票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 0票

以上のおり賛成多数です。したがって、同意第1号、和泉文雄君の監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

代表監査委員の入場を求めます。

〔代表監査委員 和泉文雄君 着席〕

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度大衡村一般会計予算の補正について)

議長（高橋浩之君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） おはようございます。

それでは、承認第1号についてご説明をさせていただきます。

専決処分を求めることについてであります。承認第1号の別紙のほうでご説明をさせていただきますので、別紙の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正に係る規定でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,689万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,978万4,000円としたものでございます。

なお、専決処分日は、令和8年1月19日でございます。

なお、今回の専決補正につきましては、2月8日に施行されました衆議院議員選挙並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金、大衡村デマンド型交通のらいんの運行事業基金に係る歳入並びに歳出でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。

16款国庫支出金の2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金6,000万円の増は、説明記載のとおり交付金事業の新規案件といたしまして、防衛局と協議を進めておりました大衡村デマンド型交通のらいん運行事業の基金事業について見通しが立ったことによる計上となっております。

17款県支出金の3項1目総務費県委託金689万1,000円の増につきましては、衆議院議員選挙に係る選挙費委託金でございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

2款総務費の1項6目企画費6,000万円の増につきましては、演習場周辺整備対策費において、24節積立金でございますが、積立金といたしまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金への積立金で、デマンド型交通のらいんの運行事業分でございます。

次に、4項5目衆議院議員選挙費の689万1,000円の増につきましては、1節の報酬は、選挙管理委員会委員、投開票管理者、立会人分でございます。

3節の職員手当等は、従事職員の時間外勤務手当等でございます。

7節の報償費につきましては、選挙公報の配布謝礼の報償金と投票率アップ事業の親子連れ投票者への記念品分の報償品でございます。

8節旅費は、選挙管理委員会委員の費用弁償。

10節需用費は、選挙に係る消耗品。食糧費は、期日前のほか投票当日の食事、お茶代等でございます。また、印刷製本費は、入場券の印刷代でございます。

11節役務費の通信運搬費につきましては、入場券の送付等の郵便料でございます。

次ページ、8ページでございます。

12節は、ポスター、掲示板の設置、撤去業務などの委託料。

13節使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、ポスター、掲示板の物品借上料でございます。

なお、9ページから11ページまでにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上、ご説明申し上げました。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第1号 大衡村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第1号、大衡村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おはようございます。

議案書は4ページをお開きお願いいたします。

議案第1号、大衡村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、大衡村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり新規に制定するものでございます。

制定理由といたしましては、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された制度で、令和8年度より全国の市町村による認可事業として全国の自治体で実施されることとされ、本村においても令和8年4月1日より実施するものでございます。

この制度は、ゼロ歳から2歳児の子育て家庭において孤立した育児の中で、不安や悩

みを抱えながら育児をしていることが背景にあることから、保育所等に通園していないゼロ歳6か月から満3歳までの子供が、月10時間の利用枠で保護者等の就労要件を問わず通園し、保育を体験することができるものでございます。

乳児等通園支援事業の設備及び運営につきましては、令和7年、内閣府令第1号、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で定める基準。令和7年、内閣府令乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令で定める基準に従い、基準を定めなければならないこととされておりまして、条例を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、議案第1号別紙にてご説明申し上げます。

議案書は5ページをお願いいたします。

第1章、総則。

第1条は、条例制定根拠を引用する上位法について。

第2条については、条例中の用いられる用語の定義を。

第3条は、利用する乳幼児の利用施設の最低基準と、6ページをお願いいたします。

第4条から第5条は、事業者の最低基準と人権の尊重や外部評価などを一般原則として運営する上での遵守事項について定めたものでございます。

第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準。

第1節、通則。

第6条は、災害に備えた整備、計画立案や訓練規定を。

7ページをお願いいたします。

第7条は、設備に対する安全計画策定と職員に対する周知と訓練規定。

第8条は、事業所外での活動等で自動車乗車する場合の運行の遵守事項。

第9条から、8ページをお願いいたします。

第13条まで、職員の要件や遵守として自己研さんに努め、事業者は研修の機会を確保することや乳幼児に対する差別、虐待行為に関する規定を。

第14条から、9ページをお願いいたします。

第19条まで、事業所の遵守として衛生管理と感染症の蔓延防止、食事提供における設置すべき設置規定、運営に関する規定策定時の必要事項、秘密の厳守等窓口設置を、苦情に対する設置を設置するものについて定めたものでございます。

第2節、乳児等通園支援事業の区分につきましては、第20条に事務における事業所区

分を。

10ページをお願いいたします。

第3節は、一般型乳児等通園支援事業における基準を定めたものでございます。

一般型乳児通園施設支援事業とは、保育所での定員とは別に定員を定めて、専用のスペースや在園児と合同で事業を実施する形態でございます。

第21条に設備基準として、利用児童を受け入れるための月齢に応じた保育室の面積や建物の要件、必要な設備について定めております。

12ページをお願いいたします。

22条に職員の基準や児童を保育する際の保育士の人数の基準を定めており、13ページをお願いいたします。

第23条から24条は、利用乳幼児の支援内容、保護者と連携について定めたものでございます。

第4節、余裕活用型乳児等支援事業における基準につきましては、余裕活用型乳児等支援事業とは、保育所等の定員の範囲内で空き定員を活用し、受入れを行う事業でございます。

第25条に余裕活用型の設備及び職員の基準と利用乳幼児の支援の内容を。

14ページをお願いいたします。

第26条には、余裕活用型支援事業の準用規定として保護者の連携等を定めたものでございます。

なお、本村においては余裕活用型の支援を実施する予定でございます。

最後に、第3章の雑則でございます。

第27条は、事業所の業務において電磁的記録を可とする規定を定めております。

附則としましては、この条例について、4月1日から事業開始に向けて、事前に村が実施事業者へ認可を行う必要があることから、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 新しい支援事業なので、こちらの詳しい内容と料金も含め、あと利用申請方法、あと対象の園を教えてくださいたいです。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） まず、事業の内容につきましては、先ほど申し上げましたと

おりに、余裕活用型……じゃあ、もう一度お願いいたします。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） この事業の申請や、あと月何時間使えるのか。料金を含めたそちらの内容のほうをお願いします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 大変失礼いたしました。

誰でも通園制度は、1か月10時間までの利用となっております。1時間当たり利用者負担は300円となっておりますが、生保世帯については300円の利用料金は無料となっております。また、低所得者世帯につきましては、200円の減免が入りますので、100円の利用料となっております。

議長（高橋浩之君） 申請方法。

子育て支援室長（小川純子君） 申請方法につきましては、こちらの誰でも通園制度は、認可が必要になる保育となりますので、まず、利用者が村のほうに申請をしていただくという形になります。それを受けまして、村のほうが利用する保護者に対して認定書を渡すということになります。そして、認定書を渡しましたら、今度は保護者自身が利用する事業所、保育園やこども園に連絡をしまして、面談をしていただくという形になります。そして、面談をしていただいた後に利用が開始するという流れになっておりまして、今のところ村の保育施設の2か所、ききょう平保育園と万葉こども園で実施する予定となっておりますが、またこれから申請のほうを受付をするので、事業所のほうはこれから確定するところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） こちら申請して、あとこども園とききょう平とかそういう保育園と面接して、普通の保育園とかに入園する児は慣らし保育とかがあつて、先生との触れ合いで人に慣れるというのがあると思うんですが、こちらの誰でも通園制度は時間制限があるということで、ぱっと行って、初めましての先生と子供たちが会うと思うんで、例えば、2時間今日預けたいというときに、2時間泣きっぱなしという可能性も考えられると思うんですが、そのときの先生方の負担はやはり大きいと思うんですが、そちらの先生方の人材確保などはしっかりできているのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） この誰でも通園制度は、1時間から親の都合に応じて10時間

まで使うことができますので、美華議員のおっしゃるとおりに2時間だけとか3時間だけということがあり得るかと思います。

それで、やはり初めての場所で親元から離れて、子供たちは不安で泣いたりとかするということもあるんですけども、余裕活用型として定員の空きを活用しての保育士の保育となりますので、その分の保育士の十分な充足ということは想定されているという認識しております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 余裕活用型なので、定員が一、二名ぐらいの余裕を持たせるお願いをするのか。複数名、やはり一緒の時間帯、一緒の日にちにかぶることもありますので、大体どれぐらいの空きを想定しているのかと、あと先ほど1時間300円というお話あったんですが、こちら給食の時間やおやつ時間が重なるときの提供などはするのか、提供する場合料金がかかるのか、最後にお伺いします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらの空き状況なんですけれども、誰でも通園制度が必ず受け入れができる体制をお願いするように、今保育施設のほうと調整をかけております。

現時点で、令和8年度で、ゼロ歳児から2歳児まで空き状況があります。村全体としては、ゼロ歳児が今空き状態が6人分、1歳児につきましては4人分、2歳児については3人分の空き状態がございますので、その空き状態を活用して保育をしていただくという形となるということで認識しておりました。

また、給食、おやつ等を食べて帰るということもあるかと思われまます。その際には、給食1食当たり350円を想定しております。1時間当たりの保育の300円のほかに給食代350円につきましては、園のほうに支払っていただくという形になりますので、村の請求ではなく園側の請求となります。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第2号、大衡村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書につきましては、15ページをお開き願います。

議案第2号、大衡村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例として新規制定するものでございます。

制定理由としましては、先ほどご説明を申し上げました前条例で説明した内容と同等で、乳児等通園支援事業の開始するために、子ども・子育て支援法で定められる確認の際に乳児等通園支援事業を行う事業者を特定乳児通園支援事業の運営に関する基準、上位法の基準に従い、村が事業者に対する誰でも通園制度の給付対象施設であることを確認、審査を行う際の条例を制定するものでございます。

条例内容につきましては、議案第2号別紙で申し上げますので、議案書16ページをお願いいたします。

第1章、総則。

第1条は、条例制定根拠を引用する上位法の規定を。

第2条は、支援事業者の一般原則の規定として、利用児童や保護者に対する配慮すべき事項、事業者や支援に対する遵守事項を。

17ページ、お願いいたします。

第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準。

第1節、利用定員に関する基準。

第3条は、時間当たりの利用定員を決め、支援事業者が適用する時間数、開所日数及び時間について1か月の利用定員を定める規定を。

第2節、運営に関する基準については、第4条に面接を実施する際の必須事項として、事前に運営規定、職員の同意を求める事項等について定めております。

18ページをお願いいたします。

第5条から第6条は、村から規定を受けた保護者に対する保育提供について拒否の禁止事項。上位法に基づく村が行うあっせん、要請に対する協力事項について。

第7条から19ページの第1条につきましては、認定事業者が認定児童とその保護者が利用を開始する前の確認事項として、村が発行した認定証の確認を実施し、認定を受けていない児童の保護者が申請にいらっしゃったときにその申請支援を行うこと。利用児童や保護者の心身状態の把握に努めなければならないなどの受入れ時の注意事項について定めたものでございます。

19ページ第11条から、支援事業とその保護者を受入れした際に事業所が遵守すべき事項を定めておりまして、第11条に提供日時等の記録記載義務。

第12条から20ページ、第13条につきましては、利用者に対する支払いに関することを。

第14条から21ページの第18条まで、事業取扱方針と外部評価を受け事業改善を図ること。受入れ時の緊急時等の対応等の遵守事項について。

第19条は、運営規定を定めることの義務を定めた内容が記載されております。

第20条から24ページの第30条まで、事業所及び従事者が適切な環境で支援を提供するための遵守事項について定めているものでございます。

第20条に児童が適切な保育を受けるための勤務体制の確保を。

22ページをお願いいたします。

第21条に利用定員を超える事業提供の禁止事項。

第22条に運営方針等についての掲示や公表を行うことについて。

第23条に利用児童を平等に取り扱うための原則事項。

第24条には、虐待行為の禁止。

第25条に業務上知り得た情報の秘密保持について。

第26条に、利用児童の保護者が、事業所を自由に選択できるよう支援内容等の情報提供に関する事項を定めております。

第27条に金品、財産上の利益收受の禁止事項。

第28条に苦情処理に関することを。

24ページをお願いいたします。

第30条に事故発生防止と対応について定めております。

第31条、32条につきましては、会計区分と会計に関する記録のほか事業に係る記録の整備や保管期限を。

25ページをお願いいたします。

第3章、雑則。

第33条は、事業所の業務を電磁的記録を可とする規定を定めているものでございます。

附則としましては、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 第19条ですね、特定乳児等通園支援事業者は運営規定を定めるようになっておりますけれども、既に本村から委託を受けるその事業者については、こういうものは全て定めてあるというふうな理解でいいのか。または、こういうふうな事業をする事業者については、村としても既に十分な説明会がなされているのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） この内容につきましては、事前に2園については、お話をしております。また、国から内容等、この運営規定につきましては、お示しが事前に行いましたので、運営規定を定めるようにということで説明のほうを事前に行っております。

今の現在のところこちらのほうは、まだ定めていないという認識でございまして、4月1日から施行するということでしたので、4月1日からの受入れに対して、こちらの運用規定を使わなくちゃいけないということもございまして、各園にはこれから手を挙げていただき、乳児等の誰でも通園制度を行いますという意味確認をした上で、その後、村から認可をした後に、この運用規定についてなおまた詳しく説明し、確認しながら、事業開始のときには定めていることも我々のほうで確認した上で、通園制度を開始していきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） あまり時間がない中で、定められている事項が非常に多いようでございますので、遺憾のないように十分に協議をして、事業がスムーズに行くようにご尽力をいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 国のほうからある程度ひな形が来ておりますので、そちらを参考にしながら、時間内で4月1日まで迎えられるように準備していきたいと思っております。

ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案書28ページをお願いいたします。

議案第3号でございます。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正は、令和7年人事院勧告に準拠して改正を行うもので、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、民間での駐車場利用等の支給の実態を踏まえまして、通勤手当に新たに駐車場料金の支給の規定を追加するものでございます。

主な改正の箇所は、第12条の2の通勤手当で、29ページをお願いいたします。

第5項といたしまして、駐車場等を利用し、その料金を常例とする者への通勤手当として、第1号に1か月当たり5,000円を上限とする旨の規定を新たに定めるものでございます。

そのほか駐車場料金の追加に伴う項ずれと所要の改正を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第4号、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） それでは、議案書32ページをお願いいたします。

議案第4号でございます。

大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正は、近年の消防団員の定数と実態数が大きく乖離している状況を踏まえまして、引き続き団員の確保のため勧誘等は強化しながらも、条例定数を根拠に算出されております宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の負担金の支出を抑えるため、定数の見直しを行うものでございます。

改正箇所は、第2条の定員を現行の260人から70人削減し、190人とするものでございます。

また、第2条の2、団員の種類等の第1号、基本消防団員を現行の200人から50人削減し、150人とするものでございます。

第2号の機能別団員につきましても、現行の60人から20人削減し、40人とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 非常勤報償組合の負担金の関係では、そのとおりにかなあというふうに思っています。

ただ、消防力の基準から見た場合に、団員の場合は分団数。そして、配備されている小型動力ポンプの台数に応じて、消防力の実態調査等で算出される定数というのが基準になっているのかなあと思うんですけれども、この200人を50人削減することによって

大衡村の消防団としての消防力ですね、その辺に問題はないんですか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 先ほどご説明申し上げましたとおり、引き続き、団員の勧誘等は強
力に進めてまいりたいとは考えております。

現在、消防団員の数といたしまして、令和8年4月1日の見込みといたしまして137
人。機能別団員が37人の見込みとなっております、やっぱり近年の推移の状況を見ま
すと、やはりちょっと減少傾向にある中、昨年ぐらいは勧誘等も含めて団員の維持、増
加等も図りながら、このまま維持は図っていきたいと考えております。

今回提案いたします人数につきましても、これまで団長、副団長はじめ幹部の方とち
よっと意見交換をして、維持を図る上での人数といたしまして、適正人数を検討させて
いただきまして、今回この人数で提案をさせていただくものでございます。

繰り返しになりますけれども、消防団の消防力の維持には、勧誘等も含めて努めてまい
りたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 了解しました。

私聞きたいのは、国のほうで定める消防力の基準からして、大衡村の実態に応じた消
防力として問題ないのか、その点だけ。

大船渡のような、直近においても事例がありまして、長時間に及ぶ現場対応やら、ど
うしても消防団の力というのは、そういう場合非常に大きいものがあると思うゆえに、
心配ゆえに質問しています。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） ご質問いただいた件につきましては、問題ないというふうに認識し
ているところでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。（「はい」の声あり）次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 基本消防団員に150名ということと、あとは機能別消防団員40名という
ことなんですけれども、私も機能別消防団員にまだ入っていると思うんですけれども、
いざ現場で火事になりますと、ここにもありますけれども、後方支援というような形に
なっておりますけれども、実際火事になりますと、我が分団もほとんどが働いておりま
すので、ポンプを引っ張っていくといっても、誰も消防団員がいないような状況になる
のは、どこの消防団も同じだと思うんですね。幸い機能別団員といますか、そういう

方々は、割にうちにいる方が多いもんですから、火事になると一番最初に出ていくんですけれども、消防ポンプを引っ張っていいものかどうか。また、火事になって、ポンプをつないでいいものかどうかということになると、この後方支援というのがよく分からないといえますか、やっていいのかどうかと。その辺きちんと村のほうでは、消防団員の後方支援ってなっておりますけれども、こういうものの周知徹底というのは図られているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） ご質問いただきましたとおり、OB団員含めて、常日頃から消防活動にご協力いただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

ご質問いただいたとおり、実態といたしましては、現役の消防団員の方々会社勤めということで、OB団員の方々在宅でいらっしゃる方が多いという状況の中で、ご質問いただきました、現場のほうに車両を持って行っていただいて、準備をしていただくところまでは後方支援かなというふうに認識しているところでございます。

ただ、今ご質問いただきましたとおり、その後方支援というもののその活動の範囲といたしますか、そういった部分のところを周知徹底がされているかという部分につきましては、改めてその辺を整理しながら、OB団員の方々をはじめ基本団員の方々に、その辺は整理した中で、ちょっと周知していく必要があるのかなというふうに認識したところでございますので、改めてその辺は整理してお知らせをしていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさにそのとおりだと思います。

それであと、消防団員とこの機能別団員と一緒に例えば会して、例えばいろいろ話をするという機会がほとんど今ないと思うんですね。ですから、いざ火事になったとき、我々は、例えば消防団の人は出られないけれども、機能団員の方が例えばポンプを持ってきてくれとか、この辺はやってくれとか、交通誘導はやってくれとか何かというのが、何にも分かんないと、そこにぼおっとして立っているだけなんですよ。だからそれでは我々もその機能団員としての使命があるんですけれども、極端な話すれば保険にも入っておりませんので、動かないでください。何のためにやっているんだかよく分からなくなってしまうということありますので、もう一度その辺ですね、いざ有事になったとき、我々もここまではやれるんだというものがよく分かるような、そういうふうな機能別消防団員にさせていただきたいと思っておりますし、また、消防団とのそれぞれの連携がきちっと

図られるように、今お話ありましたけれども、実際消防団のいろんな幹部会議とかでもあると思いますけれども、そういうところでよく話をして、きちんと両方190名が一丸となって消火活動なり防災活動できるように、今後ますますそういうようなことになるように、課長として頑張っていたきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 貴重なご意見ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、有事の際連携する必要性といたしましては、そういった常日頃からのOB団員の方と現役の団員の方々の連携というのが必要というふうに認識しているところでございます。

先月の防火査察の際にも分団長等をお願いしまして、OB団員等への声がけ等もちょっとお願いをしまして、そういった連携を図れるようにいろいろ取組はしているところでございますが、今のご意見も踏まえまして、今後より一層、有事の際の連携が図られるように取り組んでまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。山本信悟君。

1番（山本信悟君） おはようございます。

定数については、現状に合わせてという部分になるかと思えます。

ただ各分団、人数のばらつきあるのかなというふうに認識するわけでありまして。場所によっては、定員、当初ですと、200名消防団員だったということであって、分団によってはちゃんと20名以上そろえている分団もありますし、それ以上の分団もあるかと思えます。そのこの分団の定数の、定数というか、入る人がいなければ定数にもつながっていかないのかなと思えますが、ちゃんとしっかり定数を確保している分団。そのバランスをちゃんと整えていかなきゃいけないのかなというふうにも思えます。

これを見ると、10分団あるわけでありまして、この分団の定数15人でいいのかというふうにも雰囲気的にはなっていくのかなというふうにも思いますが、それ以上を目指すのが団員の気持ち次第かなとも思えますんで、その辺のバランスの取り方ですね、定数のバランスがよくないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） そうですね、現状といたしまして、やはり一番多い5分団が当然ながら一番多い状況になっておりまして、あと各分団それぞれ人数がばらつきあるという

実態になってございます。

やはり有事の際の活動する際には、やはり最低の分団に人数の確保というのは必要になってきておりますし、幹部会等でも各分団長はじめ班長等々にいろいろ団員の勧誘等もお願いしているところで、最低の人数の確保という面でもお願いしているところでございます。

今、総数の話といたしまして今回提案させていただくところでありますけれども、今ご質問いただいたとおり、各分団の維持の状況という面では、今後、将来に向けたいろいろその分団の在り方というの、いろいろ課題になってくるのかなあというふうに認識しているところでございますので、今後そういった点も踏まえて、いろいろ消防力が落ちないようにどういった方法がいいのかという部分を考えてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第5号、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） よろしく願いいたします。

それでは、議案書34ページをお願いします。

議案第5号、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、保険税率の改定を行う条例改正となりまして、平成30年度から都道府県単位化とする国民健康保険制度の改正に伴い、以来県と市町村が保険者となり財政基盤の安定化を図ることとされ、県は各市町村ごとの標準保険料率を算出、公表をしており、各市町村は、標準保険料率を参考としつつ財政状況を踏まえ、保険税率を決定しております。県では、令和12年度から県内自治体の保険税率の完全統一を目標とされてい

ることから、村でも段階的に税率を引き上げる改定を行うものであります。これに合わせ、本条例の文言の整理など所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

表記や文言の整理などの説明につきましては、割愛させていただきます。

第3条の国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、医療給付費分の所得割額の率につきましては、100分の5.9から100分の6.7とし、第4条の被保険者均等割額につきましては、2万4,000円から1,100円増額の2万5,100円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条の世帯別平等割額につきましては、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、1万8,000円から1,400円増額の1万9,400円とし、第2号の特定世帯につきましては、9,000円から700円増額の9,700円。第3号の特定継続世帯につきましては、1万3,500円から1,050円増額の1万4,550円とするものであります。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金と課税額の所得割額の税率につきましては、次のページをお願いいたします。100分の2.0から100分の2.6とし、第7条の被保険者均等割額につきましては、8,400円から800円増額の9,200円とするものであります。

第7条の2の世帯別平等割額につきましては、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、6,000円から1,300円増額の7,300円とし、第2号の特定世帯につきましては、3,000円から650円増額の3,650円。第3号の特定継続世帯につきましては、4,500円から975円増額の5,475円とするものであります。

第8条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額の率につきましては、100分の1.9から100分の2.1とし、第9条の被保険者均等割額につきましては、1万1,000円から1,100円減額の9,900円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第9条の2、世帯別平等割額については、1世帯につき5,000円から600円増額の5,600円とするものであります。

ページ飛びまして、40ページをお願いいたします。

第23条、国民健康保険税の減額の規定になります。

第1項第1号は、7割軽減の規定になりまして、次のページをお願いいたします。

ア、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額といたしまして、

被保険者1人について、1万6,800円を770円増額の1万7,570円とし、イの世帯別平等割額につきましては、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が、1万2,600円から1万3,580円。次のページをお願いします。

(イ) 特定世帯が、6,300円から6,790円。(ウ) 特定継続世帯が、9,450円から1万185円とするものであります。

ウの国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人につき5,880円から560円増額の6,440円とし、エの世帯別平等割額は、

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を4,200円から5,110円。(イ) 特定世帯を2,100円から2,555円。(ウ) 特定継続世帯を3,150円から3,833円とするものであります。

オの介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額については、7,700円から770円減額の6,930円。

カの世帯別平等割額につきましては、3,500円から3,920円とするものであります。

次の第2号につきましては、5割軽減の規定になりまして、次のページ、43ページをお願いいたします。

アの基礎課税額の均等割額につきましては、1万2,000円を1万2,550円とし、イの世帯別平等割額につきましては、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が9,000円から9,700円。特定世帯が4,500円から4,850円。特定継続世帯が6,750円から7,275円とするものであります。

ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額につきましては、4,200円から4,600円とし、エの世帯別平等割額は、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を3,000円から3,650円。(イ) 特定世帯を1,500円から1,825円。(ウ) 特定継続世帯を2,250円から2,738円とするものであります。

オの介護納付金課税被保険者の均等割額につきましては、5,500円から550円減額の4,950円。

次のページをお願いします。

カの世帯別平等割額につきましては、2,500円から2,800円とするものであります。

次に、第3号につきましては、2割軽減の規定となりまして、アの基礎課税額の均等割額につきましては、4,800円を5,020円とし、イの世帯別平等割額につきましては、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が3,600円から3,880円。特定世帯が1,800円から1,940円。特定継続世帯が2,700円から2,910円とするものであります。

ウの後期高齢者支援金と課税額の均等割額につきましては、1,680円から1,840円。

エの世帯別平等割額につきましては、次のページをお願いします。

特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1,200円から1,460円。特定世帯を600円から730円。特定継続世帯を900円から1,095円とするものであります。

オの介護納付金課税被保険者の均等割額につきましては、2,200円から220円減額の1,980円。

カの世帯別平等割額につきましては、1,000円から1,120円とするものであります。

第2項につきましては、未就学児に対する均等割額の規定となります。

第1号は、基礎課税額の均等割額の規定で、アは7割軽減した世帯で3,600円から3,765円。

次のページをお願いします。

イは、5割軽減した世帯で6,000円から6,275円。

ウは、2割軽減した世帯で9,600円から1万40円。

エは、軽減されていない世帯で1万2,000円から1万2,550円とするものでございます。

第2号につきましては、後期高齢者支援金と課税額の均等割額で、アからエの世帯は、先の第1号と同じ軽減世帯等になりまして、アについては1,260円から1,380円、イについては2,100円から2,300円、ウについては3,360円から3,680円、エについては4,200円から4,600円とするものでございます。

ページ飛びまして、48ページをお願いいたします。

附則になりますが、施行期日は、令和8年4月1日から施行し、経過措置といたしましては、改正条例の規定につきましては、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までにつきましては、従前の例によるものとするものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） ただいま説明をいただきました特定世帯とか特定継続世帯、幾らから幾らに上がりましたという説明を受けましたけれども、たくさんの変更がございまして、頭の中が理解できません。

具体的に、普通の例えば国民年金をもらっている方が、最終的には、こういうものを足すと、これからはこのぐらいになりますよというふうな具体的な例を示すことはできますでしょうか。もしできれば、そういうふうなことで説明をいただけますと、ああこ

れまで2,000円払ったのが3,000円になるのかとか、何かこう分かると思うんですけども、この改正になった分、これは別に国がやっているわけですから、県がやっているわけですからね、これに対して文句言うわけではございませんので、この変わったことによって、村民の負担額がどう変わるのかというようなことを一応課長のほうで、もしこのぐらいになるんだよということが、例示が出せればお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 国保税につきましては、所得割の税率が加算されますので、所得に応じて税額も変わってくるものではございますけれども、例えば一人世帯で、平均はちょっとあまり参考にはならないんですが、税額といたしましては、現行の税率よりも年税額といたしまして、10万2,707円上がるような形となります。差といたしましては、1万1,596円ということになります。こちらが、所得のすごく高い方と所得の低い方ということで、一律にそこの平均ということで出させていただきましたので、ちょっとあまり参考にはならない数字で大変申し訳ございませんが、そのような形でございますのでよろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 何か、えと思うような、10万何ぼ上がるのというふうな、ちょっと多分参考にはならないというのと、何だか全然分からなくなってしまいうんですけども、具体的にでいいです。一人暮らしで例えばこのぐらいで、そんなうんと高級な上のほうの人見なくたって結構でございますから、一番底辺を見ていただいて、大体このぐらいになりますよというふうな、もっと現実に合ったような例で、もしご説明できればお願いしたいと思います。

あともう一つ。介護保険の分が、例えばその分だけ下がっていますよね。何だっけ、19条だかなんか見ますと下がっているんですけども、皆上がっているんですけども、そこだけ下がっているというのは、あれですかね、介護保険というのは、何か国の補助金が増えたとか何かそういう理由で下がっているのかとか、その下がっている理由も併せてお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） それでは、まず介護納付金の減額分についてのご説明を先にさせていただきます。

今回、税率改定で参考とさせていただきましたのは、令和7年度の宮城県内の各市町

村の保険税率を参考にいたしまして、その35自治体の平均を算出いたしまして、その分大衡村のその現行税率から引上げをしたものでございます。

その際に、介護納付金につきましては、県内平均が低かったため、今回大衡村の税率が減額という形にはなってはございますけれども、実際のところ、介護納付金として支出するに当たって、今まで過剰に徴収していたわけではございませんでして、必要経費として徴収をさせていただいていた税率ではあったんですけれども、今回、令和12年度の都道府県単位化を目指していく上で平均を取らせていただき、その後、標準保険料率を参考としつつ、段階的に税率を改定させていただきたいというふうに思っております。

先ほどの平均がちょっとあまりにも大きくてということでしたので、大体その一人世帯で中間ぐらいの方での年税額の差額といたしまして、大体平均的には、一人世帯ですと、年税額で1万8,200円ほどでございます。そのほか二人世帯、三人、四人、五人、六人世帯まで大衡村はございまして、それぞれやはり世帯員数が増えるごとに均等割額が加算されていきますので、その分上乘せになっていくような形になってございます。

よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。（「はい」の声あり）次に、遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） この料金改定いろいろ説明受けましたけれども、我々は何とか理解しましたけれども、この納付者に対して、何か重要な部分だけでもいいですから、広報紙などで知らせないと、何か単純にこう料金改定するというか、これありますけれども、その辺を重要な部分だけでもやっぱり広報紙に、こっからこのように上がりましたとかって、そういうような考え、課長、村長でもいいですけれども、お聞きします。

以上です。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 今回、国保税率の改定が、平成30年の改正から約8年ぶりということになりますので、当時は改正した際には議会でご可決をいただきまして、その後、本算定までの間に広報紙等に掲載して周知を図ってきたところでございますので、今回お認めいただいた際には広報紙等に掲載して、分かりやすい形で周知のほう図っていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今回の国保税の税率の改定、県全体でのその保険の税率に統一していき

たいというようなことで、それぞれの市町村がそれに向けて改定していくことだと思うんですけども、今回は県平均の額にまずはしていきたいということで、改定出ているわけですけども、今の保険税のこの内訳ですね、先ほど説明いろいろありましたけれども、なかなか課税賦課の区分が非常に複雑ですよ、実際にはね。医療給付あたり後期高齢者分の負担もある。介護保険分の給付金分もある。さらには、各世帯によって、所得とかなんかによって軽減もあるということで、非常に複雑な税率の構成になっていると思うんですよ。全体的には、ほぼの項目にわたって上がるんでしょうけれども、今回改定することによって、国保会計全体においてその税率というのは、8年度、この率で計算しているのかなと思うんですけども、全体としてはどのぐらいの税率が上がってくるというような見通しでしょうか。税率というか金額として、税額としては。

それから、県内ほかの市町においてはどのような状況なるものか。ほかでも改定なさるのかどうか。その辺の状況はどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 国保全般的な財政につきましては、住民生活課長のほうよりお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） あとそしたら、もう一つの……

11番（石川 敏君） 税額としての割賦はどのぐらいの金額になりますか、国保税額としては、7年度と比較して8年度に移行したとしたり、改定したことによって。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 今般、新年度予算で住民生活課長からご説明あるかとは思いますが、今回医療給付費分といたしましての増額は……

11番（石川 敏君） どっからでもいいですから、予算の総額として。

税務課長（早坂紀美江君） すみません、予算ベースで760万円ほど増額になります。

11番（石川 敏君） 差は幾らくらいになるか具体的な金額分かりますか、総額で。

税務課長（早坂紀美江君） 国保税全体です。

議長（高橋浩之君） ここで休憩します。

再開を11時30分といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川 敏君の質問に対して税務課長、答弁願います。

税務課長（早坂紀美江君） 大変失礼いたしました。

7年度と8年度を比較いたしまして、国保税全体では、1,529万8,000円の予算ベースでの差額でございます。

この1,529万8,000円のうち、今回8年度より子ども・子育て支援納付金という新たな納付金が変わりまして、こちらにつきましては、今回の税条例のほうにはまだ反映されておられません。ですので、こちらを除きますと、1,296万3,000円分が今回の国保税率改定で上昇する部分となりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今8年度の予算書を見ましたら、大体国保税として、7年度当初で六千九百幾らが8,400万ぐらいと。かなりの、1,500万ぐらい上がるわけですけれども。国保会計、会計といいますか国保の制度ですね、被保険者人数同じなんだか減少傾向なんだかちょっと分かりませんが、どの程度の今被保険者の人数、国保のほうに加入されている方がいるものか。

そして、国保税としての課税の限度額ありますよね、上限が。国保とあと何でしたっけ、内訳、介護分でしたっけか、二重になっていると思うんですけども、今現在それが何万なっていて、それが限度額もどのように上がってくるものかどうか。その辺の状況。

それから、いいですか。国保会計全体としての財源として国保税、あと県の負担分もありますよね。それから村の一般会計分から。あと、さらには基金からの繰入れもあると思うんですけども、その辺のその各負担の割合というのが、どのような割合になっているものか。これパーセントって何か基準みたいなのあるんでしたっけか。ちょっとその辺伺いたいと思うんですけども。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） まず、税務課のほうといたしましては、賦課徴収担当ということですので、今回ご質問いただきました課税限度額についてご説明させていただきます。

現行の課税限度につきましては、基礎課税額と言われております医療給付費分ですね、こちらにつきましては66万円でございます。後期高齢者支援金と課税額分につきましては26万円。介護納付金課税額といたしましては17万円でございます。

しかし、こちら8年度から引き上がりまして、基礎課税額のほうが1万円引上げの

予定となっております。今回の国保税条例の改正では、まだこちらの限度額の引上げはなされておりません。それに加えて、先ほども申し上げました子ども・子育て支援納付金課税額、こちらの限度額も示されておりまして、8年度は3万円の予定で示されております。こちらの改正につきましても、今回まだ上位法の改正の制定が行われておりませんので、後日、こちらの国保税条例の改正を改めて行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

国保財政の割合については、住民生活課長のほうからお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 国保の被保険者数の動向というか変化につきましては、過去3か年を見ますと、令和5年度で995名、年間平均になります。令和6年度、平均で942名と約50名ほど減っている状況です。また、令和7年度の見込みといたしましても914名ということで、30名ほど減少している状況でございます。その分後期高齢のほうに移行しているような状況でございます。

あと財政調整基金の繰入れの割合というようなご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、やはり必要な経費、県に納付する納付金ですね。こういったものを賄うための国保税収、それに対する不足分。こういったものを財調基金から繰り入れるということになりますので、国、県からの交付金、どのくらい入るか現時点では見込みが立てられない状況でもございますので、そういった公費負担、あるいは一般からの繰入れ。そういったものを差し引いて、なお不足する部分については財政調整基金のほうで補填しているというような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 限度額それぞれ区分ごとに、今でもかなりの金額ですよ。100万超えるんじゃないかね、足すと。当然それも上がってくる状況になると思うんですけども、国保会計全体として、国保税、それから県負担分、村負担分、一般会計、基金繰入れ、基金についても幾らでしたっけ、残高ある程度ありますけれども、何千万かの基金繰入金は毎年見込んでいるかもしれませんが、こういう状況になってきますと、国保会計全体として、税でどこまで賄えるのかというのは厳しい状況続いてくるのかなという感じもするんですよ。

令和12年度で県で統一したいということですので、いずれその時点までに何回か上がってくる見通しあるのかなって思うんですけども、やはり国保会計全体としてどうい

う負担割合に持っていくか。税でどこまで賄えるかという部分も大変大きな課題ではないかなと思うんですね。

ということで、やっぱり住民の皆さんに直接してくる問題ですので、きちんとした説明なり何なりしないと、難しいといいますか、理解してもらわないとならない部分あると思うんですね。ですから、何らかの機会を捉えて、前も質問ありましたけれども、そういうことで、具体的なその上昇になってくる見通し。あと金額、割合。それも含めてちゃんとした説明するということが必要だと思うんですね。税務課だけの問題ではないと思いますので、村としてそういう部分どのようになっていくか。できれば村長の考えも伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） いろいろ国保税につきましては、本当にこれから12年度に向けて、統一するのに向けてですね、本当に変わってくるような形になりますので、その理解をしていただけるような説明。または、広報とか様々な紙ベースによって説明をするということも必要になるのではないかなと考えているところでございます。

やはり一人一人物価高とか、様々な家庭状況も本当に大変な中で、やはりこの国保税という形になりますので、そのところはご理解をいただけるような説明と文書での皆さんへ示すということが本当に必要だと痛感しているところでございますので、今後担当課と共に、税務課、そして住民生活課と共にいろいろともんで、いい形になるように努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 前質問とダブる部分もありますけれども、今村長から住民に対しては丁寧に説明をしていきたいという答弁あったんですけども、ぜひ被保険者が900人そこそこであれば、8年度分の国保税の確定というか、新年度に入ると通知出しますよね。その中に、やはり標準的な何パターンか示していただきたいと。標準、一人生活で年金生活、今までこれぐらいの保険料だったが、今回の改正でこれだけ増になりますよと。あるいは、同じように三世帯であればこういう形とかですね。所得これぐらいの場合、そういう何パターンかを示していただいて、月額これだけ増額になるんだと。ざっくり考えても月1万ぐらいの増額になる部分を読み取れるんですね。12万保険税で上がるって仮に、大変な負担増かなという意味からして、やはり丁寧な説明をぜひしていただくように。そして、被保険者に対しては、分かるような説明資料も同封していただきたい

いと。広報紙に掲載したって、条例改正がこうなりますよという広報文だけになると思うんですよ。やはり被保険者宛てには、こういう増額になるという部分で、ぜひ徹底した理解を得るために、そういう資料の送付もお願いしたいなというふうに思いますが、担当課長のほうでその辺どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 今回の税率改定に併せまして、次にまた8年度用の先ほど申し上げました子育て支援の部分の納付金も加わりますので、それらを含めて、被保険者の方には周知したいというふうには考えてございました。

現段階で考えておりましたのは、やはり税率の改定の部分だけお示ししようと考えてはおりましたけれども、平均的な一人世帯、あるいは二人世帯などの平均的な所得でもって参考となるような数値を出していただきたいという佐野議員からのお話でもありましたので、その辺モデル世帯を検討いたしまして、広報紙等で、あるいは通知のほうでお示しできればなあというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） ちょっと耳障りなんですけれども、子育て支援に要する一つの財源確保のためという意味合いだと思うんですけれども、後期高齢にもそれ同じようにかかるんですか。何か後期高齢のほうにもそれが、子育て支援経費が何でそこでというふうにちょっとクエスチョンが出るわけなんですけれども。

それから、30年度の改正以来今日まで改正がなかったと理解したんですけれども、何で県の調査の結果、35自治体のうち、たしか下から10番か11番だったと思うんですけれども、今までそういうような担当課としての検討というか、ここに至ってこれだけの改正をやる。全県下的に見た場合に、大衡こういう水準にあるゆえにという中での検討というのはなかったんでしょうか。その辺どう捉えているか伺いたいなあと思うんです。一概にここで上げ、あと来年度以降もまた改正がされると、12年度に向け。何かちょっと矛盾の感じなんですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） 確かに平成30年度の改正から改定を行っていなかったというのは事実でございます。

見直しをしなかったのかというお話でもありますけれども、毎年その適正な税率かどうかというのは、医療給付費と確認しながら検討してきたところで、実際大衡村の療養

給付費に対する保険税率というのは、必ずしも少なかったり大きかったりというわけではございませんでして、何とか大衡村独自でやりくりができていた状態でございました。

ただ、都道府県単位化ということで目標年度が示されまして、そこまでに大衡独自だけの考えではやっていけない状況になってまいりましたので、税率を改定するというところで、今般行った次第でございます。他の自治体も改正を行っているところもございますし、大衡村では段階的にというところではございますが、今回タイミング的に令和8年度から全世帯に対して、子ども・子育て支援納付金というのが課されるようになります。そのために、今回その部分の改正は、後日改めて条例改正を行って賦課するものがございますけれども、だんだん被保険者に対するその保険税の負担割合というのは大きくなるものというふうには認識はしてございますが、現代の医療、高度医療、それから重篤な疾病に罹患する方とも増えてきている中で、やはりその被保険者の減少に逆らって医療費が高騰している状況は否めないのかなあというふうに感じてございます。

今後も、その医療費、それから県で試算されました税率を基に、大衡村では適正に保険税率を判断していきたいというふうを考えてございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） ここで条例改正絡みで課長から説明を受けて、議会側でとやかく言っても、結局納税者たる被保険者側の理解が一番だと思います。

その辺今後、住民に対する周知徹底、ぜひ理解得られるそういう運びを担当課でいろいろ検討していただいて、住民の理解得るように進めていただきたいと。要望です。答弁は結構です。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） よろしく申し上げます。

議案書につきましては、50ページをお開き願います。

議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国の災害弔慰金支給法の改正が平成23年7月に施行され、災害弔慰金の支給対象者の範囲が拡大となり、配偶者、子、父、母、祖父母に規定されている遺族の範囲に兄弟姉妹が加えられております。

本村条例において、その支給対象の範囲が法律と差異がございましたので、準則に従い、条例を整備するものでございます。

具体的な改正でございますが、第4条第1号に注釈を追加し、同条第3号に新設し、配偶者から祖父母までの遺族がない場合、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹を支給対象と位置づけるものでございます。

なお、法律が改正後の災害において、本村においては弔慰金の支給対象者がいないため、施行は公布の日からするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） ただいま私のほうで議案の第6号の文言を言い間違っていました。

失礼しました。災害弔慰金の支給ということでございますので、訂正願います。

これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第7号、敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案書につきましては、52ページ、お開き願います。

議案第7号、敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例は、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の皆様の長寿を祝福し、敬意を表することに併せ、福祉の増進を図ることを目的としております。

特別敬老祝金の対象となる99歳、100歳という長寿を迎えられる方々の多くは、健康寿命が長く、人生の大部分を住みなれた地域で元気に過ごされております。介護度が上がり施設に入所される際は、90代になってからというケースが一般的でございます。

現行の条例では、長年村にお住まいになられた方であっても、最晩年の僅かな期間に、やむを得ず村外の施設に入所され、介護保険制度の住所地特例者となられた場合、特別敬老祝金の対象から外れてしまう一方で、他の自治体から本村の施設に入所のために転入された住所地特例者の方については、特別敬老祝金の対象となっており、特別敬老祝金支給の趣旨との間に逆転現象が生じております。

ここで、住所地特例者について補足いたします。

通常、行政サービスは、住民票がある自治体が提供いたしますが、介護保険の制度や障害者の制度においては、住所地特例という全国共通の仕組みがございます。これは、施設入所に伴って区域外へ住所を異動した場合であっても、入所前の自治体が、引き続きその方の介護保険や障害サービス等を支え続けるものでございます。他の自治体の施設に入所しても、その方を支える責任の所在は入所前の自治体であり、引き続き住民として取り扱うものでございます。

現在、養護老人ホームや老人保健施設、ケアハウスなどに入所されている村民の方は年々増加傾向にあり、令和元年度には、村外の施設に入所している方が20名でございましたが、現在では31名となっております。また、逆に村外から本村の入所施設に入所されている方は、令和元年19人でしたが、現在は84人と約4.4倍までに増加している状況でございます。

今回の改正では、介護保険制度等における住所地特例者の運用実態に合わせ、誰が大衡村の発展を長年支えてくださった村民なのかという視点に立ち、特別敬老祝金の趣旨をより適正なるものへ整備するものでございます。

第2条の改正でございます。

現在は、住所を有する者と規定していたものを、大衡村で長年お住まいになられていた方が村外の介護保険施設や障害者施設に入所され、住所地特例者となられても、引き続き支給の対象とするもので、本村の被保険者等である場合は、特別敬老祝金の99歳と100歳の支給対象に含めることを明文化したものでございます。

あわせて、村外の方が村内にある介護施設に入所を目的に転入された方については、特別敬老祝金の支給は行わないよう整備したものでございます。

第3条の改正です。次のページをお開き願います。

支給日の設定について、実情に合わせ、敬老の日の属する月で村長が指定する日と改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第8号、道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） よろしくお願ひいたします。

それでは、54ページをお願ひいたします。

議案第8号、道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、固定資産税評価額及び地価に対する賃料水準の変動を反映し、3年ごとに見直しをしている道路法施行令の一部が、令和7年12月26日に改正、

令和8年4月1日施行となることから、同法施行令を準用している3条例の占用料等につきまして、条立てで改正をするものでございます。

第1条は、道路占用料条例の一部改正で、道路占用料条例第2条の規定に基づく別表の改正。

ページ飛びまして、60ページをお願いいたします。

第2条は、大衡村公共物管理条例の一部改正で、大衡村公共物管理条例第5条の規定に基づく別表の改正。

さらに飛びまして、64ページをお願いいたします。

第3条は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正で、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第8条の規定に基づく別表の改正となります。

なお、別表につきましては、後ほどご確認をいただければと思います。

67ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとし、経過措置としまして、改正後の3条例の別表の規定は、条例の施行日以後に適用し、施行日前日までに徴収すべき占用料等につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

簡単ですが説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 1点だけ確認します。

説明で理解したんですけども、全て道路法はじめ上位法の別表改正による本村の条例における別表を改正するという理解でよろしいわけですね。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） そのとおりでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前 11 時 58 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12 議案第 9 号 令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第 12、議案第 9 号、令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、説明は議案第 9 号別紙のほうでご説明申し上げますので、1 ページをお開きいただきたいと思います。

令和 7 年度大衡村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,417 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 5,561 万円とするものでございます。

第 2 条は、繰越明許費に係る規定で、第 2 表でご説明申し上げます。

第 3 条は、地方債の補正に係る規定で、第 3 表でご説明を申し上げます。

それでは 6 ページ、第 2 表繰越明許費をお開きいただきたいと思います。6 ページ、第 2 表の繰越明許費でございます。

今回、総務費 2 件、民生費、商工費、土木費が各 1 件の計 5 件を予定しております。

1 件目は、2 款 1 項総務管理費で、普通財産管理費、塩浪地区法面工事に関わる分でございます。

2 件目は、2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳総務費で、戸籍の除票、コンビニ証明発行システムの改正分でございます。

3 件目は、3 款 1 項社会福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業分でございます。

4 件目は、6 款 1 項商工費、商工振興総務費で、ひら麻呂商品券発行事業の分でございます。

最後 5 件目は、7 款 2 項道路橋梁費で、海老沢持足線改良舗装事業分でございます。

次に、次ページ、7ページでございます。

7ページは、第3表地方債の補正についてでございます。

追加1件と変更3件でございます。

追加1件につきましては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額を250万円とするもので、海老沢持足線改良舗装事業分で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものでございます。

次に、変更は3件で、1件目は公共事業等債で、980万円から730万円を減額し、250万円とするもの。北四番丁大衡線街路事業負担金分でございます。

2件目は、公営住宅建設事業債で、5,650万円から全額を減額するものでございます。五反田北住宅1号棟解体分でございます。

3件目の緊急自然災害防止対策事業債は、1億4,210万円から2,160万円を減額し、1億2,050万円とするもので、側溝改修、融雪剤散布機購入、塩浪地区法面对策工事分でございます。

それぞれの起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

次に、補正の概要につきまして、事項別明細書でご説明申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページ、まず歳入でございます。

1款村税の1項2目法人村民税、3項1目軽自動車税の環境性能割につきましては、収入見込みによる増でございます。

12款1項1目地方交付税の増につきましては、説明記載のとおり普通交付税の増額、特別交付税の減額で、通知によるものでございます。

次に、14款分担金及び負担金は、1項2目教育費負担金の減、3目衛生費負担金の増、いずれも額確定によるものでございます。

次に、11ページでございます。

15款使用料及び手数料は、1項3目土木使用料の増で、説明記載の村営住宅、定住促進住宅、公園使用料の見込み分でございます。

4目教育使用料は、平林会館、村民体育館、屋内運動場分の使用料の収入見込みによるものでございます。

2項手数料につきましても、1目総務手数料から2目衛生手数料、3目の土木手数料、いずれも説明記載の手数料収入見込みによるものでございます。

12ページでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金、1節から7節まで通知や見込みによる増減でございます。なお、2節障害者福祉費負担金は実績見込みによる増、3節の児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金は、公定価格改定などによる増額でございます。

2目衛生費国庫負担金は、実績による減となっております。

2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金は、記載4件の事業完了による実績及び見込みによる増減でございます。

続いて、13ページでございます。

2目民生費国庫補助金は、1節、2節とも説明記載のとおりの実績による減でございます。

3目衛生費国庫補助金も1節、2節、4節とも実績によるものでございます。

4目の土木費国庫補助金は、1節道路費補助金は海老沢持足線分の増で、2節土木費補助金は五反田北住宅1号棟解体見送りによる減となっているものでございます。

5目消防費国庫補助金、6目教育費国庫補助金は、説明記載のとおりによる確定による減でございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、説明記載のとおり万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業、学校給食センターの運営事業分の増、基金分でございます。それから、尾西2号線、沓掛団地線、中学校駐輪場のサイクルキーパーについては、事業完了及び見込みによるものでございます。

次ページ、14ページでございます。

17款1項1目民生費県負担金につきましては、12ページでご説明しました国庫補助金と同様で、1節から8節まで記載のとおりでございます。

2目衛生費県負担金も見込みによる減でございます。

2項2目民生費県補助金、1節から次ページの3節まで、説明記載の補助交付金見込みによる減額でございます。

続いて、3目の衛生費県補助金も実績による減でございます。

4目の農林水産業費県補助金は、ツキノワグマ緊急対策の補助増分でございます。

5目教育費補助金から7目の消防費県補助金までも実績によるものでございます。

3項県委託金は、いずれも実績によるもので、1目の総務費県委託金は、6節選挙費

委託金、記載の2選挙に係る委託金の確定による減。

2目土木費委託金は、河川堤防除草委託金の増分でございます。

16ページでございます。

4目民生費県委託金は、通知によるものでございます。

次に、18款1項2目利子及び配当金の増は、記載17件の基金等の利子、配当金の計上
でございます。

17ページでございます。

19款1項寄附金の増は、1目一般寄附金は企業1社から、2目指定寄附金は団体1団
体からの寄附金分でございます。

20款2項繰入金につきましては、各基金から一般会計の繰入れ分で、財源調整による
ものでございます。

続いて、18ページでございます。

22款2項1目村預金利子は記載のとおり。

3項1目貸付金元利収入は、記載、預託金回収金の減でございます。

4項1目受託金事業収入は、彦右衛門橋窯跡発掘調査事業完了によるものでございま
す。

5項1目雑入は、説明記載のとおりでございます。

19ページでございます。

23款村債の1項1目土木債6,390万円の減は、記載道路4事業、住宅1事業分で、2
節の住宅債は、五反田北住宅1号棟解体事業分の減でございます。

3目総務債は、塩浪地区法面対策工事分の減でございます。

歳入については以上でございます。

次に、次ページ、20ページから歳出についてご説明いたしますので、なお、大部分、
事業完了見込みによる補正が中心となっております。

20ページでございます。

1款1項1目議会費は、議会運営費の減で、説明記載のとおりでございます。

2款総務費の1項1目総務管理費は、説明記載の6事業分ございまして、主なもの
は、2節から4節の人件費の減でございます。

以下、人件費につきましては、今後の所要額、見込みによる過不足調整による増減で
ありますので、詳しい説明は割愛させていただきますので、あらかじめご了承願いたい

と思います。

その他は、一般管理費では、主なものは22ページに移りまして、12節委託料の減は、コンピューター管理費における事業完了によるもの。

13節の使用料及び賃借料は、執行残の減。

14節工事請負費は、大瓜下集会所バリアフリー化工事、ときわ台集会所駐車場整備工事完了による減でございます。

17節備品購入費は、パソコン購入費の残分の減でございます。

次に、2目文書広報費の減の主なものは、村史編さんに係る会計年度任用職員分の報酬手当、共済費の支出見込みによる減でございます。

3目財政管理費の減は、人件費の減のほか、23ページ、12節委託料は、企業版ふるさと納税紹介業務の委託料分の増でございます。

4目の会計管理費の減は、人件費のほか主なものは、11節の役務費手数料の減でございます。

5目財産管理費の減は、記載3事業分で、主なものは、12節委託料は、庁舎管理委託分の確定による減。

14節工事請負費は、塩浪地区法対策工事の入札並びに工事見込みによる減でございます。

次に、6款の企画費の増でございますが、説明記載の7件に関わるもので、次ページ、24ページ、25ページにかけてで、各事業完了、事業の完了見込みによる減額がほとんどであります。そのうち12節委託料の減は、ウェブサイトリニューアル業務分の額確定による減が主なものでございます。

また、25ページの18節負担金補助及び交付金は、空き家対策補助金、定住補助金の実績による減額でございます。また、増額につきましては、24節の積立金、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金の積立金で、万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業基金の積立てと利子分でございます。

25ページの8目財政調整基金費の増は、記載のとおりでございます。

9目無線放送施設費の増につきましては、メール設定変更等の手数料分でございます。

それから、10目の諸費の減は、次ページ、26ページまで記載の7事業分で、全て事業完了見込みによるものでございます。内容は記載のとおりでございます。

2項1目税務総務費の減は、人件費が主なもので、27ページ、2目賦課徴収費の減に

つきましては、定額減税調整給付金事業完了に係る減額でございます。18節の給付金の減が主なものとなっております。

それから、3項1目戸籍住民基本台帳費の減は、28ページにかけまして記載のとおりではございますが、12節委託料の減の内訳は、システム標準化、共通化の業務完了による減、システム改修による増分が含まれております。

28ページです。

4項3目参議院議員通常選挙費と次ページの4目宮城県知事選挙費いずれも事業完了、精算による減額でございます。

29ページの下、5項統計調査費の2目指定統計調査費は、昨年10月1日実施いたしました国勢調査に係るもので、30ページにかけまして、節間の予算調整となっているものでございます。

次に、6項1目監査委員費の減は、記載のとおりでございます。

次の3款民生費の1項1目社会福祉総務費の減は、記載3事業分で、主なものは31ページ、12節委託料、高齢者タクシー利用券の利用実績の減と27節国保会計への繰出金の減が主なものでございます。

2目国民年金費の減は、人件費分でございます。

3目老人福祉費の減は、説明記載の8事業の事業確定、見込みによる増減でございます。32ページに移りまして、27節繰出金の減は、介護会計への繰出金の減と後期会計の繰出金の減が主なものとなっております。

4目障害者福祉費の増につきましては、主なものは19節の扶助費で、説明記載の障害介護・訓練等給付費の見込みによる増が主なものでございます。

5目福祉センター管理費の減は、21万5,000円の減となっております。

33ページでございます。

2項1目児童福祉総務費の増につきましては、記載4事業分で、その主なものは19節扶助費、万葉子育て医療費助成の増でございます。

2目児童措置費の減は、19節扶助費、児童手当の支出見込みによるものでございます。

4目児童館費は、完了による減でございます。

34ページでございます。

5目児童保育費は、子ども・子育て支援事業分の増ですが、主なものは12節の委託料、施設運営委託料の増は、公定価格等の増によるものでございます。

それから18節負担金補助及び交付金の減につきましては、記載の4つの補助金等の見込みによる減となっております。

6目児童福祉費は、財源の入替えでございます。

次に、4款衛生費の1項1目保健衛生総務費の減につきましては、記載3事業分で、事業完了見込みによるものでございます。

次の35ページの下でございます。

2目母子保健費の減は、次ページまでの9事業に関わるもので、完了見込みによるものですが、主なものにつきましては、36ページで、12節委託料の減につきましては、妊婦健診等に係るもの。

37ページでは、19節の扶助費の減で、記載3事業の実績によるものとなっております。

3目の予防費の減は、説明記載の8事業の完了見込みによるもので、12節委託料の減が主なものです。コロナ予防接種、小児・児童予防接種、がん検診分でございます。

4目環境衛生費の減につきましては、38ページにかけまして記載5事業分の事業完了によるものでございます。

38ページの一番下、2項1目清掃総務費は、財源入替え。

次ページ、39ページの2目塵芥処理費につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5款農林水産業費の1項1目農業委員会費は、人件費の減のみでございます。

2目農業総務費の減につきましては、記載のとおりでございます。

40ページをご覧ください。

3目の農業振興費の減につきましては、記載4事業分で、主なものは18節の負担金補助及び交付金の減で、各種負担金、補助金の支出額の額確定によるものでございます。

次ページ、41ページ、4目畜産振興費は、補助金額確定によるもの。

5目農地費も記載のとおりでございます。

2項1目林業振興費、2目林道費も説明記載のとおりでございます。

次、42ページでございます。

6款の商工費でございます。

1目商工総務費の減につきましては、記載3事業分で、主なものは18節の負担金補助及び交付金で、企業立地促進奨励金の額確定による減額となっております。

2目商工振興費の減につきましては、ひら麻呂商品券事業に係る需用費の印刷製本費の減額分でございます。

43ページ、3目排水管理費は記載のとおりでございます。

続きまして、7款の土木費でございます。

1項1目土木総務費の減は、主なものは13節使用料及び賃借料、土木積算システム使用料の額確定による減が主なものでございます。

次に、44ページでございます。

2項1目道路維持費の減は、17節備品購入費の融雪剤散布機購入分の残額の減が主なものでございます。

2目道路新設改良費の減は、記載5事業分の事業完了、完了見込みによるものの増減で、14節工事請負費の減が主なものでございます。

16節公有財産購入費は、海老沢持足線分の増でございます。

次ページ、45ページ、3項1目河川総務費は、河川維持補修に係る事業見込みによる12節委託料の減額となっております。

4項1目都市計画総務費の減は、記載2事業分で、主なものは10節需用費の印刷製本費は、都市計画図作成見送りによる減。

18節負担金補助及び交付金は、北四番丁大衡線街路事業の負担額の確定による減となっております。

次ページ、46ページでございます。

2目公園費の増は、10節需用費は、管理用モアの修繕料となっております。

3目下水道費は、下水道事業への補助額確定による減額でございます。

5項1目住宅管理費の減は、五反田北住宅1号棟解体見送りによる委託料、工事請負費の減額でございます。なお、修繕料の分は、退去修繕分の増となっております。

2目定住促進住宅管理費の減は、修繕料の減が主なものでございます。

47ページでございます。

8款消防費です。

1目常備消防費は、黒川行政事務組合の負担金確定による減。

2目非常備消防費は、実績見込みによる減となっております。

3目の消防施設費の増は、Jアラート更新確定による12節委託料の減と衡下幹線消火栓修繕の追加工事分の増となるものでございます。

4目災害対策費の減は、記載の住宅・建築物安全ストック形成事業実績見込みによる減額となっております。

48ページでございます。

続きまして、9款の教育費となります。

1項1目教育委員会費は、記載のとおり負担金確定による減でございます。

次に、2目事務局費の減で、記載のとおりでございますが、特に13節使用料及び賃借料のデータ使用料の減額につきましては、事業支援ツールの更新に当たり、小中学校から要望のあった教育支援ツールの導入を行ったことにより初年度無料となったものでございます。

49ページでございます。

2項1目小学校の管理費の減で、記載のとおりでございますが、11節手数料は職員、児童の健康診査分の確定による減。

12節委託料は、清掃設備保守業務委託料の確定による減となっております。

2目教育振興費の減は、事業完了による記載のとおりでございます。

50ページでございます。

次に、3項1目中学校の管理費の減でございますが、主なものは会計年度任用職員分の減額。

10節需用費は、光熱水費、電気料の見込みによる減でございます。

12節委託料は、警備、施設保守分の完了見込みによる減。

14節工事請負費は、駐輪場サイクルキーパー工事完了に伴う減でございます。

51ページでございます。

2目教育振興費は、記載2事業の事業確定による減額となっております。

4項1目社会教育総務費の減は、記載8事業の事業完了、確定見込みによる減額。主なものは、52ページに移りまして、7節報償費の減は、主催事業の終了による講師謝礼等の減額。

12節委託料の減も事業完了による減額でございます。

53ページでございます。

2目公民館費の減につきましては、記載4事業分で、完了による減額でございます。

13節使用料及び賃借料は、図書館システム分の減額でございます。

4目平林会館管理費、5目の万葉研修センター管理費は、記載のとおりとなっております。

54ページでございます。

6目美術館管理費の減は、事業確定見込みによるものでございます。

5項1目保健体育総務費の減は、8節の旅費は、スポーツ推進委員の活動確定による費用弁償の減額が主なものでございます。

2目体育施設管理費の減は、村民体育館LED等改修工事費の確定による14節の工事請負費の減額でございます。

3目の給食センター管理費の増は、主なものは24節特定防衛施設周辺整備調整交付金、給食センター運営費分の積立てと利子分でございます。

それから、10款災害復旧費の1項1目農林施設災害復旧総務費、見込みによる減でございます。

2目の大衡村排水処理施設維持管理費の減につきましては、56ページに移りまして、現在実施しておりますパッシブトリートメントに係る16節公有財産購入費、用地買収確定による減額。

21節補償補填及び賠償金は、NTT柱の移設分の増となっております。

3目の明神揚水機維持管理費は、10節需用費の減が主なものでございます。

11款公債費1項1目元金、57ページの2目利子については、額確定によるものでございます。

13款予備費の増につきましては、財源調整となっております。

なお、次ページ、58ページから61ページまでは給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） ページ数16ページの利子及び配当金の説明の中に、黒川森林組合62万6,000円の減となっておりますが、この中身は何なのかお伺いしたいということが1点。

あとはページ数、30ページですね。高齢者等タクシー利用助成金というので130万ぐらいマイナスになっていたかと思えますけれども、その詳細についてお伺いをしたいと思います。

議長（高橋浩之君） まずは、産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） まず、1点目の黒川森林組合の出資金関係の内容でございますが、村のほうで財産管理しておりまして、森林組合のほうに出資をしているものから、7年度配当金のあったものが確定したものの収入と、あと歳出のほうでも同じく出資金

として同額を計上しているという内容のものでございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 高齢者タクシー利用券の助成でございますが、今まで例年ですと年間の使用なんです、交付枚数に対しまして大体60%の後半ぐらいだったんですけども、現在の使用状況を見ますと、年度のあと残り2回分支払いを見込みましたときに、60%前半台の使用率に収まるような試算になりましたので、今回減額補正させていただきます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） ちょっと配当金といいますか、同額出資とかという話をちょっとされましたけれども、ちょっと中身がよく理解できかねますので、もう少し具体的にご説明をお願いしたいということと、あとは高齢者タクシーのほうですけれども、今回は若干少なくなっているということですが、これは私の思いでございますけれども、デマンド交通が非常に発達した関係で、高齢者タクシーよりもデマンドタクシーのほうに移行した動きとかそういうのがあって、若干少なくなっているのかなという理解をしたんですけれども、そういうことは一切ありませんかどうかお伺いします。

議長（高橋浩之君） では、先に産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 大変失礼いたしました。

現在、黒川森林組合のほうに出資している金額が3,036万4,000円ございまして、こちらの出資配当金が5%という形で7年度配当されているものでありまして、こちらは配当されたものを森林組合の契約等で同じ金額を同年度に出資するというような内容となっているものでございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） あと、健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 私どものほうも、やはりデマンドの関係で使用率が下がっているというふうに見ております。

というのは、令和3年度、デマンドタクシーとタクシーの利用助成重複者は、全体の3割ほどでした。現行ですと、大体半分の方がデマンドのほうを登録していただきまして、またタクシーのほうも利用しているというような状況でございますので、またデマンドのほうは、時間のほうの融通が利くようになっていきますので、利用のほうも伸びて

いるということで、タクシー利用券のほうの利用が減っているというふうに分析しております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 高齢者タクシーについては、非常に分かりやすくご答弁をいただきました。ありがとうございます。

逆に、ちょっと配当金のほうが。5%の配当を受けて、それを出資するというふうなちょっとお話に聞こえたんですけれども、要は62万6,000円を配当を受けて、それを結果的にはまた出資したというふうなことなのかどうかですね。ちょっとそうなると、もらって出資をするんだからゼロにはなんなくて、三角に出てくるのは、これどういうふうな理解をすればいいのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 分かりづらい答弁で申し訳ございません。

当初予算のほうでは、先ほど申しあげました約3,000万の出資金に対しまして、7%での配当率を見込んでおりました。

今回こちらが5%に配当比率引き下がったことによりまして、62万6,000円の減額となったようなものでして、配当出資の内容につきましては、先ほど申しあげましたとおり森林組合との契約のほうで決めさせていただいているという内容のものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 次、佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 1点伺います。

ページが44ページですが、尾西2号線について、これ完成によってこういった残金出たということですが、あまりにも金額が大きいのはどういう理由かちょっとお答えいただきたいなど。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 尾西2号線につきましては、路床改良ですとか、そういったあと、延長が若干当初見込んでいたものよりも短くなりましたので、その結果、あと入札残ですね、そういったもので、総合的に1,200万円弱減額となったものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、その余った分といいますか、そういったまだ未完の部分について今年も実施するという考え方なんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） まだ残りの区間がございますので、令和8年度で計上しているところでございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次に、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 4点ほど。

まず、11ページの使用料の関係で、住宅使用料増額になっております。それに関連するわけではないんですけども、ページ数で申し上げますと、46ページ。住宅費、退去修繕によるという説明で、170万1,000円今回追加。住宅の修繕料、大分最近変わっておるといふふうに理解しているんですけども、改めて170万1,000円追加。当初でどれだけ見ておって、現在までの支出額。そして今回の退去による修繕、何か所の分なのか。その辺具体的に説明いただきたいと。定住は、逆に150万から減額ということで、その実情に応じた補正だと思うんですけども、伺いたいと。

それから2点目は、総務費の、ページ数では22ページになります。今回はきめ細やかに減額、各課でやっていただき、繰越財源あるいは剰余金処分等の財源確保なされたんだなあというふうに見たんですけども、その中でも総務費の委託料、コンピューター関係事業完了によるという大きい減額ありました。3,628万4,000円、ちょっと金額大きいもんですから、この多額の減額、具体的にお願ひしたいと。

それから54ページ、給食センター、せっかく千葉補佐おいでになっています。給食センターの賄い材料、今回103万5,000円追加。物価高騰の関係だと思うんですけども、その辺具体的に。さらに仕入れ状況といいますか、動向について実態をお聞かせいただければと。

あと最後に、56ページの公債費。額確定で59万減額ということですが、この時期に額確定で59万の減額というのは、何か今年度から償還する、今年度から発生した分なのか。何か償還金の減額というのはいらないのかなあというふうに思ったものですから、質問したいと思います。

以上4点、よろしくどうぞ。

議長（高橋浩之君） 最初に都市建設課。

都市建設課長（浅野宏明君） まず、住宅の修繕料につきましては、現予算が約880万ほどございまして、支出済が870万ほどございますので、現予算上の残額がおよそ10万で、退去の修繕に関しましては2件を見込んでおりますので、その分の不足分を増額するもの

でございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 総務費の委託料の減額、3,628万4,000円の関係なんですけれども、こちら44ほどある業務の分の精算、入札残等による精査となっておりますが、内容といたしましては、システム標準化とかガバメントクラウドの移行、第五次LGWANの切替え等々あるんですけれども、一番大きな要因といたしましては、システムの標準化の関係の予算となっております、当初予算で予算計上した際には、まだその内容の部分がはっきりとしていなかったということで、参考見積りを基に予算計上させていただいておったんですが、当初この部分といたしまして8,800万ほどですかね、事業費として計上させていただいておったんですが、その後、7年度に入りまして、事業内容を精査しまして発注した結果、6,400万ほどまで減額したことが大きな要因となりまして、今回のその減額となったものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、学校給食センターは学校教育課長補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） 給食センターの賄材料費の増額補正についてでございますけれども、まずもって補正前の予算額でございますが、3,896万6,000円でございます。こちらに、今回補正額が103万5,000円をお願いするものでございます。

算出に当たりましては、これまで4月からの賄材料費の価格動向等の実績と今後の支出見込み等を計算したところ、103万5,000円の不足が生じる見込みとなりましたので、増額をお願いするものでございます。

なお、昨今の物価高、材料費等の高騰等もございますことからの増額をお願いするものでございますが、賄材料費の中で、ちょっと2つほど例としてお話しさせていただきますと、ジャガイモ1キロ当たりなんですけど、令和6年4月はキロ当たり220円でした。それが、1年後の令和7年4月には420円。今年1月時点で550円。令和6年4月から比較しますと、もう2.5倍になっております。2つ目の例としましては、タマネギなんですけれども、これもキロ当たりでございますが、令和7年4月で212円だったものが、先月ですね、令和8年2月において350円。1.65倍というふうになっておりまして、ほかの野菜関係等も差はございますが、値上がりしているような状況でございます。

よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 公債費の件でございますが、特に要因と言われますと、なかなかちょっと分析があれなんですけれども、償還元金につきましては、当初の予定でございますと、3億6,144万円ほどを見込んでいたところでございますが、今般支払い額等の見込み確定によりまして、そちらが3億6,084万9,781円となったものですから、その差額につきまして減額をさせていただくこととしたということでございます。

ですので、精査が甘かったと言われればそういうことになりますが、額確定による減額をさせていただいたということでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 最初の住宅の修繕費関係ですけれども、当初で880万。それが既に870万支出と、退去者2件あってという。そうした場合、ざっくりと見ても退去者1世帯当たり80万ぐらいの修繕費。2件に要する経費と見た場合ですけれども、住宅のこの入居、退去を考える場合に、退去時の村での公費における修繕ですね。最近あまりにも、規定あってやっていることとはいえ、あまりにもかかり過ぎているのかなあというふうに正直感じているんですけれども、村長、その辺、村としての考え方ですね。ぜひいい機会ですので、伺いたいというふうに思います。

それから総務費のやつは、そうしますと、標準化絡みで大きく見積り合わせの結果、当初予定額と開いたということで理解いたしました。

給食センターについては、具体的に1キロ当たりのジャガイモ、タマネギ、説明詳細いただいたんですけれども、やはり全体的に仕入れ、全体的に物価高騰の姿っていいですか、給食センターにも賄い材料仕入れにおいても見受けられるのか、総合的にその辺再度伺いたいと思います。

あと公債費の関係ですけれども、いずれの償還金も償還計画表があって、借入れした際に、長期にわたる償還元利子、償還計画表で固定した金額があるものと理解しているんですけれども、その積み上げた場合に、当初とこういう開きが出るとは思わないんですけれども、その辺再度伺いたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） では、都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 住宅の修繕費については、高い、安いというのはいろいろ感覚論はあると思うんですが、今の世の中の全てのその資材ですとか、物価、そういったものが高騰していることもございますし、修繕に関わる個人負担の部分もございますので、

それらは皆さん平等化を図るために村内の建築業者から見積りを取らせていただいて、そこからの価格算出をしておりますので、負担の平等化に伴って、さらにいろんな人件費、資材の高騰も相まって高くはなっているというふうにあるんですが、そこはほかの公共事業も一緒なんです、そうならざるを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） あとそれから、村長、その住宅使用料の考え方について。村長。

村長（小川ひろみ君） 今都市建設課長が言ったように、やはり資材の高騰、物価の高騰、また人件費の高騰、様々あることもやはりそれも要因だとは思ってございます。

また、もともと大衡村のその自治体の割合と退去者の方々の割合、そういうものがどのようになっているかという、大体自治体の負担割合のほうが少し多い部分もあるんじゃないかなとも思っています。

ですから、これからはちょっと近隣自治体、やはりどのような形になっているかということも少し対比してみまして、このようなご質問がありましたので、そういう部分で見直しができるものか。それとも本村独自のこの対比、そういうもので、そのままいったほうがいいものであるものなのか。そういうことも少し考えながら、考察しながら、今後やってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 総務管理費に関しても答弁求めますか。それはいいですか。

じゃあ、総務課長。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） すみません。先ほどお答えしたとおりでございますが、先ほど申し上げた金額、ちょっと誤った数字でちょっと申し上げていましたので、ちょっと訂正させていただくんですが、一例挙げますと、システム標準化の関係で当初7,220万ほどで予算計上していたものにつきまして精査しまして、3,820万ほどということで、3,400万ほど減額になっているということの経緯でございますので、訂正をさせていただきます。失礼しました。

議長（高橋浩之君） 次に、学校教育課長補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） 佐野議員おっしゃりますとおり、昨今の物価高等を受けまして、賄材料費等も各種値上がりしているような状況ではございます。

先ほど野菜の関係の1例、2例、2つほど申し上げましたが、そのほかにも牛乳1本当たりについても10円。あと魚の切り身、これは50グラム単位のものなんですけれども、

こちら50グラム当たり10円ということで、各種賄材料費のほうは値上がりしているような状況でございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） ちょっと正確なところまでは確定したご説明はできないわけにはありますけれども、議員おっしゃるとおり、本来であれば、元金、利息等を確定しているものではないかということではありますが、当初予算の集計の段階で十分に精査ができていない部分もあるというケースが今回の分かなというふうには思っておりますが、なおさらに、今後そういった精査は十分努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 住宅の修繕関係は、村長のほうからこれを契機に考察するといいますが、検討したいというような答弁ありましたので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。やはり私思うのは、公平性といいますが、その辺考えると、どんどん物価高騰、人件費高騰、だからそれはしょうがないんだというような考え方は、また別かなあというふうにも思ったものですから、質問した次第であります。ぜひ考察ということありましたので、お願いしたいところであります。

あと給食関係については、そのように物価高騰していると。大衡は無償化、全国的にも無償化の動きありますけれども、やっぱりそういう、分かってはいると思うんですけども、広く住民のほうにも、大衡無償化、恵まれておる。そういう中で、物価高騰、これだけ無償化の具体的に見れば、これだけ公費から出費しているんだということも何か知ってもらいたいなあと。父兄はじめ住民ですね。あまりにも恵まれた今社会になっておるのかなあという思いもします。その辺機会ありましたら、ぜひ教育委員会のほうでも物価高騰大変なんだということをアピールしていただければなあというふうに思います。

あと公債費については、課長、借入れした際に、相手方とこういう計画でいきますというやつが私はあると思います。その積み上げですので、精査も何もないんでないかなあというふうに、答弁聞いて思ったわけでありまして。

改めて答弁はいずれも必要ありません。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 私は今回の補正予算、大分多岐にわたりますけれども、個別の案件じゃなくて補正予算全体について質問したいと思います。

今回の補正予算、歳入歳出でトータルとして2億3,400万ほどの減額ということの補正額でありますけれども、歳入において村税と地方交付税が追加増額ですね、約1億2,000万ちょっとですか。歳出が、2億三千何がしかの減額ですので、歳入で増えた分ありますので、残りの一般財源が1億2,000万ほど一般財源が減額というような中身なんですけれども、3月補正で、毎年決算見込みあるいは執行の状況を見て、減額の項目が多いと思うんですよね、いろんな細部にわたって。ということで、一件一件、一通り予算書見ましたけれども、中身まで分かりません。どうなのか。執行の状況ですね。金額の大きいものの中にはあります。減額ですけども。追加も一部ありますけれども。相当の金額、何千万単位のやつもありますし、そういったものを見受けられますので、全体として事業の執行の状況がどうだったのか。予定された事業が執行された上での残なものか。あるいは執行できなくて減額するものか。そういったところまで分かりません。

ですから、財政予算担当のほうで今回の補正予算編成するに当たって、その辺の全体的に執行の状況というのはどうだったんでしょうかね。その辺、ちょっと内容的に概要で結構ですから、伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 要因はそれぞれあるかと思いますが、大きいものを再三にわたってお話ししておりますが、五反田北住宅の解体の見送りというのが金額的には大きいもの。ですから、そちらについては未執行といいますか、執行を見送ったということでの事業未了といいますか、そういったもののケースで大きいものかと思われま。

そのほかについては、いろいろご説明しましたとおり、入札の残とかそういったものが大きいものでございまして、特に担当課といたしまして、各査定をさせていただく段階でヒアリングをしておりますが、未執行といいますか、執行できなくて下ろしたというのはほぼないものかなというふうに思っておりますので、事業の完了に伴う執行残という、お金の残ですね。執行が残になったわけじゃなくて、執行したことによって当初見込んでいたよりも少ない額で抑えられたと。それが入札等事業であればですね、入札等であって減額になったということかなというふうに把握しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 全体的にはそういうことなんでしょうけれども、やはり個別個別で見れ

ば、補助事業なんか別にしまして、単独事業、一般財源を主に財源としている事業については、必ずしも当初見込んだ事業量、予算額に達していないのもあると思うんですよね。それなりの理由あると思うんですよ。ないはずではないと思います。

ですからそうなってくると、当初のその事業見積り、予算見積りがそれでよかったのかということにもつながってくると思うんですよね。

最終的に3月補正で、従来から細かい端数まで減額しています。1,000円単位までね、いろいろ、ほぼ。最近だと思うんですよ。でも、果たしてそこまで必要なのかどうかという感じもします、私は。ある程度、本当の予算上、事業上予定したものが執行できなくて、残るものは主に補正で減額すればいいのであって、何も決算見込みで1,000円単位まで合わせる必要はないのではないかなと思うんですよね。私個人的には。

そういうことで、特定補助金の財源、補助金がめどが立たなくなったということで減額もありますけれども、あとそれに伴う一般財源のつけ方。最終的には、一般財源が1億2,000万ぐらい減額になるわけですよね、トータルとして。決算なれば、当然予算額以上の歳入、毎年なっています。片や歳出は、予算額まで至っていませんので、残金は繰越金で毎年出ています。6年度でも約1億5,000万ぐらい近い繰越しが出まして、その半額を財政調整基金に積立てしています。毎年何千万かですね。

ですから、予算編成上は好ましいことだとは思いますが、その予算の組み方がどうなのかなと思う部分もあるんですよね。あと、予算編成する時期。

一つの例を話しますと、防衛の調整交付金、今回一般質問した件もありまして、予算の状況見ました。当初では1億ぐらいしか予算計上しておりません。その後、全然補正なくて、今回の3月の専決で6,000万追加。そして今回の補正で5,600万ぐらいですか。追加して、トータルでほぼ例年と同じぐらい。2億一千何百万です。それも、3月補正で事業充当先確定、あるいは基金積立てもありますけれども、そういう補正の仕方というのは、果たしていいのかわかるかなと思います。3月で補正というのは。

ですから、そういう部分、理由はあるかと思うんですけれども、そのような編成の仕方、どうなんでしょうか。課長の考え方、ちょっと聞きたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お考えはそれぞれいろいろあろうかと思います。

不用額の件についても、以前ですと、何でこんなに不用額を出しているんだというご

指摘を長年受けてきたところもありまして、各課ともできるだけ精査をして、今般の場合ですと減額に努めるということでございます。

それについては、3月に精査して全部下ろすということではありますけれども、何でこれだけ残ったんだという一つの例の中では、財政的にも大変厳しい状況でありますので、当初で編成はしたものの、その上でもさらに縮減、歳出抑制に各課が努力しているというところも認めていただきたいなというふうに思っているところでございます。ですから、必ずしも残せばいいかということでもないですけれども、確定した予算の中でも、さらに縮減に努めているという職員の努力についてもご理解を示していただければというふうに思っております。

一般家庭の家計のやりくりと同じで、なかなかこの時期にどうだっていって、紙ベースではですね、書類上ベースでは1億、2億というお金が右に左に動いておりますが、実際の手元の現金ベースの話でいくと、また別でございまして、なかなかそのやりくりも大変だという状況もございます。

そういった中で、3月にこのような補正がされているのがないということでしたが、認識の違いかと思いますが、私としましては、3月にいろいろこういった基金の調整とさせていただいているのが、例年の常の状況かなというふうに思っておりますので、その辺はご理解を賜ればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

予算の組み方、編成の時期等のご意見も頂戴いたしましたので、その辺はさらに検討といえますか、ご意見を踏まえまして、今後進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 不用額出してどうのこうのというのは、事業執行しないで不用額はどんなのかという意見のはずなんですよ。従来言われているのは。ですから、ちゃんとした予定どおりの事業執行して、なおかつ歳入も当然予算額以上のものも入っている部分もありますので、単純に不用額が駄目だということを書いていたんではないと思います。従来から。

ですから、そういうことで、まず今回4月から新たにその財政部門、財政経営課ですよ。専任の担当課なるわけですので、そういったところで予算編成の仕方、年間の計画何なりきちんと専任でかかられるようになると思います。ですから、今さっき課長話したように紙面上は予算額合っても、実際のそのお金そのものが、その時期時期で幾ら

入ってくるかという時期もあると思います。執行に当たってはですね。幸いここ最近、
税収も上がっていますので、何とかそういった財政面でのやりくりはある程度は通常ど
おりできるのかなと思いますけれども、やっぱり年間通したそのお金の融通の仕方、予
算編成の仕方。何がいいかということは分かりませんが、やっぱり適切な編成の
仕方やって、じゃあ一般財源どこにどのようにつけるかと。やっぱりそういう判断も必
要だと思いますよね。最終的に多分毎年このような形で、一般財源、歳出減になってい
ると思いますので、いろんな話しすると、財源の話って出ますけれども、そういう部分
を勘案して、予算配置なり何なりを当たっていただきたいと思います。

最後の答弁、お願いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 副議長にもいろいろこちらの事情もご理解いただいているとい
うことでございます。

今いただきましたご意見ですね。さらにしっかりとしたいといいますか、予算編成等に
当たれるようにご意見を踏まえて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いい
たします。

議長（高橋浩之君） 次、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 私については、25ページの諸費の関係で、交通安全指導員費ですかね。
いろんな村の行事だったり、事故があれば、事故の態勢だったりということで、交通安
全指導員の皆様にご苦労かけているかと思えます。

この減額した106万2,000円の内容的なもの。経費、そういった部分。定員割れという
んだか、定数に達しなかった部分なのかなんか。その辺お聞かせ願えればなと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 交通安全指導員費の減額でございますが、内訳といたしまして、報
償金で13万4,000円の減、費用弁償、旅費の部分といたしまして、92万8,000円の減とな
っております。

こちら、それぞれ日頃から活動いただいている交通指導員の方々への支払いというこ
とで、精算見込みで補正をさせていただいたものでございます。

今年度途中に、残念ながらちょっと事情によりまして、1名の方がちょっと辞められ
るという形になりまして、12名から11名に減になったという要因もございまして、今回
このような減額となったという次第でございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 報酬と、あと費用弁償の減額ということで、理解するわけでありませ

この指導隊員の定員というのがあるのでしょうか。各地区によっては2名だったりい
る地区もあるようでありませ。いない地区もあるようでありませ。その辺の定員数って
決まっているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） ちょっと今確認します。

すみませ、お待たせしました。

定員のほうは16名となっております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 定員が16名ということで理解するわけでありませ。

今現在11名ということでありませんで、今後、まず最低各地区に1名ずつは欲しいの
かなあという、ちょっと思いはありませんで、その辺の力を入れて、今後のこの事業の
運営だったり、地区の安全安心の一つになるのかなあというふうに思いますので、お願
いできればなというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 定員16名になっておりませ、各地区に何名という定員の枠とい
うのはないんですけれども、ただ、ご意見いただきましたとおり、理想とするとやっぱり
各地区にバランスよく配置して、各交通の要所の部分で活動していただくというのが効
果的かなというふうに考えているところではございまので、引き続き指導員の勧誘等
について努めて、定員のほうにできるだけ近づくように努めてまいりたいと思いま。

議長（高橋浩之君） 次、早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） ページ数が37ページの予防費の小児・児童予防接種事業のことについて
お伺いま。

200万円の減額となっておりますが、こちらの予防接種の種類の説明をお伺いま。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 大変申し訳ございま。

定期接種、任意接種の種類についての種目についてなんですけれども、まず定期接種
については、ヒブワクチン、あと小児用肺炎球菌、あとB型肝炎、4種混合、2種混合、
それからBCG、水痘、麻疹・風疹、日本脳炎、ロタウイルス、あと子宮がんワクチン

となっております。定期接種がそのようになっております。

あと任意接種につきましては、おたふく、インフルエンザの接種となっております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 定期接種と任意接種の両方の合計額だと思うんですが、こちら定期接種と任意接種のそれぞれとは言わないんですが、その区分だけでの接種率などは分かっていますか。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 今現在まだ進行中、2月までの統計というところの集計となりますが、今手持ち資料のほうを持っておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 定期接種については、母子モに入っている方だとすごく分かりやすい通知が来るのですが、入っていない方だとやはり母子手帳によく病院の看護婦さんとかが何か月からとか書いてくださるんですが、それを見て自分で行くということになると思うので、忘れがちというところもあると思うんですが、あと任意接種だと、例えばインフルエンザですと、私も周りの方に結構聞いたりするんですけども、インフルエンザワクチン打ったって聞くと、打ってもどうせかかるから打たなくていいやという声が多いんですね。子供も注射が嫌だということも多いんですが、フルミスト、鼻からのワクチン、去年打った方多かったというのもありますし、やはり任意だけそちらを勧めるということがすごい大事だと思いますので、学級閉鎖もすごく多かったので、去年。そちらの任意接種のほうも分かりやすくチラシなどで打ってくださいということも声かけの一つだと思いますので、母子モと同様に、これからも声かけをお願いします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） ありがとうございます。

そちらのインフルエンザ接種についても、やはり針を刺さないタイプのところのほうも本村において補助をしているところがございますので、そちらのほうもチラシのほうで一旦周知はしているところなんですけど、やはり浸透していないという今お声をいただいたところですので、なお来年度のインフルエンザ接種前にはもうちょっと分かりやすくたくさんの方が受けていただけるよう、また、インフルエンザの副作用が怖くって接種しないという方も、そういう方も声もいただいているところでもありますので、なぜ受

けなくちゃいけないとか、その副反応の危険性というところもやはり承知の上での接種というところもあるかもしれませんが、その辺あたりとかも詳しく、分かりやすく、啓発のほうとかをしていきたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を2時30分いたします。

午後2時17分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一番に報告すべきところございましたけれども、遠藤議員の早退が、届出による早退でございます。

日程第13 議案第10号 令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第10号、令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第10号別紙でご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,929万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,676

万1,000円とするものがございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3,728万9,000円の減。

1節普通交付金は、療養給付費等の算出見込み相当分でございます。

2節特別交付金は、交付見込みによる減額でございます。

4款1項1目利子及び配当金は、見込みによる減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金321万2,000円の減。事業費等確定によるものがございます。

次のページです。

2項1目財政調整基金繰入金500万円の減。確定によるものがございます。

7款3項1目一般被保険者第三者納付金621万8,000円の増。交通事故等による保険給付分に対する損害賠償額確定による増額でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費13万8,000円の減。

2節から4節は人件費分。

12節委託料は、事業確定による減額でございます。

2項1目賦課徴収費28万5,000円の減。事業確定による減額でございます。

3項1目運営協議会費8万6,000円の減。国民健康保険運営協議会委員の報酬及び費用弁償でございます。

次のページです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2,700万円の減。1月から3月審査分見込みによる減額でございます。

3目審査支払手数料33万3,000円の増。第三者行為求償事務手数料分の増額でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費及び2目一般被保険者高額介護合算療養費は、見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。

5項1目葬祭費10万円の増。2件分の増額でございます。

4款1項1目保健衛生普及費17万6,000円の減。会計年度任用職員に係る人件費及び事業完了見込みによる減額並びに財源の入替えでございます。

2項1目特定健康診査等事業費72万8,000円の減。事業完了見込みによる減額及び財源の入替えでございます。

次のページをご覧ください。

5款1項1目財政調整基金積立金1万5,000円の減。利子分でございます。

7款1項8目保険給付費等交付金償還金3万4,000円の増。令和6年度分に係る社会保障・税番号制度システム整備費等補助金及び特別交付金のそれぞれ額確定による返還金でございます。

8款1項1目予備費127万6,000円の減額は、財源調整でございます。

次のページ以降は、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第11号、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案第11号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第11号別紙、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,138万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,794万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、保険料の徴収見込みによるもので、特別徴収は増額、普通徴収は減額での計上でございます。

3款2項1目調整交付金から7目その他補助金交付金までは、いずれも見込みによる増減でございます。

次のページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業交付金は、給付費対象事業費等の見込みに伴う増減でございます。

5款1項1目介護給付費負担金から3項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）についても給付費対象事業費等の見込みに伴う増減でございます。

次のページをお開き願います。

6款1項1目利子及び配当金は、保険給付費準備金の利子分でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金は、一般会計の給付費負担金分の減額。

2目その他一般会計繰入金から4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、事業費等の見込みに伴う増減でございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減分に伴う補填金分でございます。

次のページをお開き願います。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、保険給付費及び事業費等の減額に伴い減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、職員人件費の減額及び事業完了見込みによる減額でございます。

2項徴収費、事業完了見込みによる減額及び財源の入替えでございます。

次のページをお開き願います。

3項1目認定調査等費については、事業完了見込みに伴う減額でございます。

2目認定審査会共同設置負担金は、事務組合への負担金の減額でございます。

4項1目運営協議会費、介護保険運営委員会委員の報酬及び費用弁償の減額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から13ページの3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、年度末までの給付費等の見込みによる増減及び財源の入替え等でございます。

14ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費は、職員人件費分でございます。

3項包括的支援事業・任意事業は、財源の入替え及び事業完了見込みによる減額でございます。

次のページをお開き願います。

3款4項1目審査支払手数料は、財源の入替えでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、利息分の積立て分によるものでございます。

6款1項2目償還金は、返還金確定による減額でございます。

次のページをお開き願います。

6款2項1目一般会計繰出金は、財源の入替えでございます。

7款1項1目予備費は、財源調整でございます。

17ページ以降は給与費明細書でございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 1点だけ。

6ページの保険料で、特別徴収を400万増、普通徴収を63万減額していますが、被保険者の最近の動き。これに至った、補正に至ったその辺の被保険者の動きあると思いますけれども、その点伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 第1号被保険者そのものは、全体的には微減というような状態でございます。

ただ、一般的にその介護保険というのは、当初65歳になったときは普通徴収から始まって、翌年に特別徴収に移行するというような段階でございます。

本算定時期が夏場になりますので、それ以降になってから普通徴収と特別徴収の入替えというようなことが発生しますので、その結果を見ての今回の補正ということになります。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうすると、算定時期が大きくこの補正は作用しているという理解でよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） はい。いわゆる当初予算時に、見込む段階では普通徴収だった方も実際年度末になると特別徴収のほうに移行する方もいらっしゃると思いますので、あとは所得の確定がどうしても夏場になりますので、そういったものを見越した上でのトータル増額の補正ということになります。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第15、議案第12号、令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第12号別紙でご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ719万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,426万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料600万円の増、2目普通徴収保険料200万円の増。それぞれ収入見込みによるものでございます。

3款1項1目事務費繰入金80万3,000円の減額は、人件費及び事務費確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費10万円の減。人件費及び郵便料の確定見込みによる減額でございます。

2項1目徴収費70万3,000円の減。事業完了に伴う減額でございます。

次のページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金800万円の増。歳入でご説明申し上げました保険料の増額によるものでございます。

次のページは給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 令和7年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第16、議案第13号、令和7年度大衡村水道事業会計予算の補正につ

いてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは、議案第13号別紙にてご説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

令和7年度大衡村水道事業会計補正予算でございます。

第1条は総則で、令和7年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出に係る規定で、令和7年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、収入支出それぞれ2億6,758万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出に係る規定で、収入を3,459万9,000円に、支出を7,158万円とするもので、不足する金額につきましては、過年度損益勘定留保資金を2,469万4,000円から3,698万1,000円に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第4条は、企業債に係る規定で、支出予定額の減額に伴い、留保資金で補うこととしたため借入れを見送ったものでございます。

補正の内訳につきましては、予算に関する説明書でご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

こちら実施計画になります。

まず最初に、収益的収入及び支出の収入からご説明をいたします。

1款1項1目給水収益450万円の増は、使用料収入見込み分の増でございます。

3目その他営業収益につきましては、指定工事店の更新。あとは確定に伴う増でございます。

2項1目受取利息及び配当金、額の確定によるものでございます。

3目水道加入金、374万円の増。個人9件、アパート2棟16戸分のさらに工場1棟分の加入金でございます。

6目長期前受金戻入678万3,000円の増は、額の確定によるものでございます。

続きまして、支出の部でございます。

1 款 1 項 1 目 原水及び浄水費270万円の増は、受水量増に伴う増額でございます。

2 目 配水及び給水費247万3,000円の減につきましては、中央監視システム等の入札残でございます。

4 目 総係費296万6,000円の減につきましては、人件費及び委託料、賃借料の支出額確定に伴う減でございます。

5 目 減価償却費516万6,000円の増は、松の平三丁目配水管の受贈財産の増額でございます。

6 目 資産減耗費280万5,000円の増は、国道4号拡幅に伴う構築物の除去費の増額でございます。

5 ページをお願いいたします。

2 項 2 目 消費税500万円の増につきましては、支出見込みによる増。

3 項 1 目 過年度損益修正損につきましては39万円の増で、8名分の不納欠損額でございます。

4 項 1 目 予備費464万5,000円の増につきましては、財源調整でございます。

6 ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収入及び支出についてでございます。

まず、収入から。

1 款 1 項 1 目 開発負担金329万2,000円の増につきましては、アパート2棟分、工場1棟分のものでございます。

2 項 1 目 工事負担金1,330万6,000円の増につきましては、仙台三本木線歩道設置事業の補償費確定に伴う増でございます。

3 項 1 目 企業債5,050万円の減は、借入れを見送ったための減でございます。

続きまして支出です。

1 款 1 項 2 目 配水設備拡張費2,094万2,000円の減につきましては、国道4号拡幅、仙台三本木線での移設工事費の確定に伴う減額でございます。

3 目 固定資産購入費67万3,000円の減につきましては、水道占用者購入での入札残による減額でございます。

なお、7 ページ以降の予算説明書、給与費明細書につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第17、議案第14号、令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） まず、ご説明の前に、補正予算書につきまして、データアップ後に見え消しでお示しをさせていただいておりますが、修正と、さらに3ページの次、予算に関する説明書の下部に余計なページ数の記載がございました。

大変申し訳ありませんでした。

私の確認不足でこのようなことになりまして、大変申し訳ありません。

今後はこのようなことがないように、これまで以上に確認をまいりますので、よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第14号別紙にてご説明をさせていただきますので、1ページをお願いいたします。

令和7年度大衡村下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は総則で、令和7年度大衡村下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出に係る規定で、令和7年度大衡村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ3億5,674万7,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出に関する規定で、収入を4,638万8,000円に、支出を1億1,880万7,000円とするもので、不足する金額につきましては、損益勘定留保資金9,389万8,000円で補填するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第4条は、企業債に係る規定で、支出予定額の減額に伴い、表のとおり企業債限度額を改めるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

補正の内訳につきましては、予算に関する説明書でご説明いたしますので、4 ページをお願いいたします。

まずは、収益的収入及び支出の収入からご説明をいたします。

1 款 1 項 1 目下水道使用料664万5,000円の増につきましては、下水道使用料、浄化槽使用料の収入見込み増によるものでございます。

2 目その他営業収益9万9,000円の増につきましては、指定工事店、責任技術者の更新及び新規登録の手数料の増額でございます。

2 項 2 目他会計負担金412万6,000円の減につきましては、支出予定額の減に伴う基準内繰入れの減でございます。

3 目他会計補助金1,564万4,000円の減につきましては、こちらも支出予定額の減に伴う基準外繰入金の減でございます。

6 目長期前受金戻入533万8,000円の増につきましては、額確定に伴う増でございます。続きまして、支出でございます。

1 款 1 項 1 目管渠費387万3,000円の減につきましては、人件費、委託料の額確定に伴う減でございます。

2 目浄化槽費33万8,000円の減、こちらも人件費、手数料額確定に伴う減でございます。

3 目総係費380万5,000円の減につきましても委託料の額確定に伴う減でございます。

4 目流域下水道維持管理負担金647万2,000円の減につきましては、支出額の確定に伴う減でございます。

5 目減価償却費635万8,000円の増につきましては、額確定に伴う増でございます。

5 ページをお願いいたします。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費36万1,000円の増につきましては、利息額確定に伴う増。

3項1目過年度損益修正損の8万1,000円の増につきましては、不納欠損2名分の増でございます。

6ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

まずは、収入から。

1款1項1目企業債7,670万円の減、借入額確定に伴う減額でございます。

3項1目国庫補助金153万4,000円の減、下水道設置工事に伴う循環型社会形成推進交付金の確定額によるものでございます。

4項1目下水道事業負担金4万8,000円の増につきましては、下水道及び浄化槽に伴う受益者の負担金、分担金の額確定に伴う増でございます。

続きまして、支出です。

1款1項1目管渠費6,906万3,000円の減につきましては、委託料、工事請負費額確定に伴う減でございます。

2目浄化槽費376万2,000円の減につきましては、設置基数確定に伴う減額でございます。

なお、7ページ以降の予算説明書、給与費明細書につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それから、先ほど議案第9号、令和7年一般会計の補正予算に関して、早坂美華議員からの予防費の接種率についての質問がありましたけれども、それに対して答弁をしたということで子育て支援室長から要望がありましたので、それを認めます。

子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 先ほど早坂議員より定期接種と予防接種等の接種率というお話をいただきました。

先ほど資料、手持ちになかったので、資料のほう準備いたしましたので、お伝えを申し上げます。

定期接種につきましては、年齢到達によりすべき接種回数が異なるために、1年間に受けるべき接種の接種率を求めることがちょっと難しいということでしたので、母子手帳から見て、健診等で母子手帳のほうを見せていただくと、定期接種のほうは文化の違いであつたりとか接種についての健康被害によって接種が受けられない方を除いて、ほぼほぼのお子さま定期接種を受診しているという状況を見受けることができしております。

また、予防接種の任意接種のほうでございますが、こちらのほうの1月29日現在の接種率のほうは求めておまして、おたふく風邪については31%。インフルエンザにつきましては、1回目接種の方が34.5%、2回目接種した方が21.8%ということで数字のほうを求めております。

大変失礼いたしました。

日程第18 議案第15号 令和8年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第19 議案第16号 令和8年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第20 議案第17号 令和8年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第21 議案第18号 令和8年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第22 議案第19号 令和8年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

日程第23 議案第20号 令和8年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

議長（高橋浩之君） ここでお諮りします。日程第18、議案第15号、令和8年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第19、議案第16号、令和8年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第20、議案第17号、令和8年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第21、議案第18号、令和8年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第22、議案第19号、令和8年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、日程第23、議案第20号、

令和8年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて、以上の6件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第18、議案第15号から、日程第23、議案第20号までの6件の議案を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明は概要、要点のみを簡素に、簡潔に説明願います。

企画財政課長、一般会計の説明を願います。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、議案第15号、令和8年度大衡村一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

令和8年度大衡村一般会計予算は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出に係る規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ49億8,000万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為に係る規定で、第2表でご説明を申し上げます。

第3条は、地方債に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に係る規定となっております。

それでは、7ページをお開き願います。

まず、第2表の債務負担行為についてご説明いたします。第2表の債務負担行為でございます。

1件目につきましては、中小企業振興資金の損失補償料で、限度額を267万円とするもの。

2件目は、中小企業振興資金融資に係る利子補給金で、限度額を200万円とするもの。

3件目は、小規模事業者経営改善資金に係る利子補給金で、限度額を70万円とするもの。

最後4件目は、万葉のびのび子育て支援事業で使用した支援券の合計額を限度額とするものです。

期間については、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思ひます。

第3表の地方債でございます。地方債5件でございます。

まず1件目、公共事業等債につきましては、限度額を670万円とするもの。こちらは、北四番丁大衡線街路事業、橋梁維持補修事業、河原橋分でございます。

2件目の公営住宅建設債につきまして6,930万円とするもので、五反田北住宅1号棟解体分でございます。

3件目、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、限度額を1,300万円とするもので、パークゴルフ場、交流館の塗装、LED改修分でございます。

4件目の緊急自然災害防止対策事業債につきましては8,750万円で、塩浪地区のり面切土工事、道路側溝改修、村道舗装補修に関わるものでございます。

5件目のデジタル活用推進事業債2,910万円につきましては、GIGAスクール構想のタブレット購入分でございます。

合わせまして、2億560万円を限度額を定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、予算の概要につきまして、事項別明細書でご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、歳入でございます。

1款村税は、前年度比4.6%増で、内訳は個人村民税、固定資産税、たばこ税において増額となっております。

2款の地方譲与税から10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては、県などからの通知による計上でございます。

11款地方特例交付金は、5.8%の減となっております。

12款地方交付税は、昨年度比3.8%減で計上いたしております。

13款の交通安全対策特別交付金は、12.5%の増。

14款の分担金及び負担金は、0.4%の減。

15款の使用料及び手数料は、3.7%の増となっております。

16款国庫支出金は、前年度比6.4%の減で、負担金では、介護保険基盤安定負担金の減。補助金では、デジタル基盤整備改革支援補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金等の減が主なものとなっております。

17款県支出金は、12.8%の増で、子供のための教育・保育給付費負担金、少子化対策市町村交付金、公立学校情報機器整備費補助金の増などが主な要因となっております。

18款の財産収入は、7.3%の増となっております。

19款寄附金につきましては、昨年度当初と同額で計上しております。

20款繰入金は、12.0%の増でございます。

21款繰越金につきましても昨年度当初と同額で計上しております。

22款諸収入は、対前年度比3.8%の減となっております。

次、23款の村債は、前年比44.3%の増となっており、歳入の合計につきましては、49億8,000万円、対前年度比5.3%の増としているものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

1款議会費は、対前年度比0.6%の増となっております。

2款総務費は、コンピューター管理費、事務連絡費、地域交通システム事業等の減額により、4.4%の減となっております。

3款の民生費につきましては、国民年金総務費、障害者地域活動支援センター管理費、児童館管理費等の増額により5.1%の増。

4款の衛生費につきましては、保健衛生事業、予防接種事業、妊産婦保健事業の減、幼児保健指導事業の減などにより2.9%の減となっているものでございます。

5款農林水産業費につきましては、振興総務費、有害鳥獣対策事業等の増により54.3%の増となっております。

6款商工費につきましては、企業誘致及び雇用対策事業費の企業立地促進奨励金の減などで10.7%の減となっております。

7款土木費です。尾西2号線改良舗装事業、北四番丁大衡線街路事業の減。住宅管理総務費、沓掛団地線改良舗装事業、五反田団地線改良舗装事業、公園維持管理費の増などから11%の増となっております。

8款の消防費2.7%の増でございますが、常備消防費、災害対策総務費の増が主な要因となっております。

次に、9款の教育費につきましては、小学校管理費、学校給食センター管理費、社会体育事業費、事務局費、教育振興費の増で、18.5%となっております。

10款は災害復旧費2.2%の増で、大衡村排水処理施設維持管理費の増が要因でございます。

続きまして、11款の公債費は2.2%の増。

12款諸支出金は前年度同額。

13款予備費は3.9%の減で、歳出合計につきましても歳入と同額の49億8,000万円で、対前年度比5.3%の増でございます。

ページが飛びますけれども、98ページから105ページまでは給与費明細書となっております。

また、次の106ページから110ページまでは債務負担行為の一覧でございます。

さらに、その次の111ページにつきましては、地方債関係の調書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

一般会計の概要につきましては以上でございます。詳細につきましては、この後設置予定されております予算審査特別委員会において各課より詳細をご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 次に住民生活課長、国保会計、後期高齢者会計の説明をお願いします。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、予算書112ページをご覧ください。

令和8年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,600万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の規定で、借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、118ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、前年度と比較し、22.1%の増となっております。増額の主な要因は、税率改正に加え、令和8年度から新たに賦課される子ども・子育て支援納付金分によるものでございます。

2款1項1目督促手数料は、前年度同額計上でございます。

次のページをご覧ください。

3款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金、子ども・子育て支援金制度対応に係

るシステム改修補助金でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、保険給付費相当分。2節特別交付金は、保険事業や保険者努力支援分に対する交付金でございます。

5款財産収入は、財政調整基金等の利子分の計上でございます。

6款1項1目一般会計繰入金、人件費及び事務事業などに係る所要額を計上しております。

次のページをご覧ください。

2項1目財政調整基金繰入金、財政の安定化を図る財源調整分でございます。

7款繰越金、前年度決算繰越分としての計上でございます。

8款諸収入は、科目設定としての計上でございます。

続きまして、122ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、職員1名分の人件費及び事務費でございます。主なものは、人件費のほか12節委託料は、電算システム保守及びシステム改修に要する費用でございます。

2目連合会負担金、宮城県国保連合会への負担金でございます。

2項1目賦課徴収費、主なものは、賦課徴収に係る納付書等の印刷。

次のページをご覧ください。

12節委託料は、子ども・子育て支援金制度導入に係るシステム改修費用でございます。

2目納付奨励費、納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

3項1目運営協議会費、国保運営協議会委員6名分の報酬並びに費用弁償でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目一般被保険者療養費、3目審査支払手数料は、直近12か月分の実績を踏まえ、見込額を計上しております。

次のページをご覧ください。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、過去の実績を踏まえ、見込額を計上しております。

2目一般被保険者高額介護合算療養費、3項移送費につきましては科目設定。

4項出産育児諸費は、出産5件分。

5項葬祭諸費は、10件分。

次のページをご覧ください。

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金で、2年の請求期限を経過したことから、廃項、廃目整理するものでございます。

3款1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分、次のページの4項子ども・子育て支援納付金分は、県への納付金分でございます。

4款1項1目保健衛生普及費は、会計年度任用職員の人件費や医療費適正化に係る各種啓発用パンフレット代、医療費通知に係る費用でございます。

2目疾病予防費、主なものは12節委託料で、脳ドックの委託料でございます。

次のページをご覧ください。

2項1目特定健康診査等事業費、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用でございます。

5款1項1目財政調整基金積立金、財政調整基金利子の積立てを見込んでいるものでございます。

6款公債費、7款諸支出金につきましては、科目設定でございます。

次のページの8款予備費は、財源調整でございます。

129ページから136ページまでにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

国保会計についての説明は以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてのご説明を申し上げます。

164ページをご覧ください。

令和8年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,230万円と定めるものでございます。

第2条は、歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げますので、169ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、前年度と比較し、23.1%の増となっております。増額の主な要因は、2年ごとの保険料率改定に加え、被保険者数の増加、さらに令和8年度から子ども・子育て支援金分が新たに賦課されることによるもの

でございます。

2款1項手数料、前年度同額計上でございます。

3款1項1目事務費繰入金、人件費を含めた事務費等の繰入れ分。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分に対する繰入れでございます。

4款繰越金及び5款諸収入につきましては、前年度同額計上で科目設定でございます。

なお、次のページの預金利子につきましては、一般会計で一元管理する取扱いとしたことから、廃項、廃目整理とするものでございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、職員1名分の人件費が主なものでございます。

2項1目徴収費、納税組合に対する納付奨励事業、納付書等の印刷製本費が主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金、被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金を合わせ、広域連合に納付するものでございます。

次のページをご覧ください。

3款諸支出金、前年度同額の計上でございます。

4款予備費は、財源調整でございます。

173ページから177ページまでにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

以上、国民健康保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋浩之君） 次に健康福祉課長、介護保険会計の説明をお願いします。

健康福祉課長（金刺隆司君） 予算書137ページをお開き願ひます。

令和8年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億7,400万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の規定でございます。

第3条は、歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、142ページをお開き願ひます。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 1 号被保険者保険料、基準保険料は 1 か月分は6,600円、被保険者数 1,673人で算出しております。

2 款使用料及び手数料は、科目設定でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年分は、給付費見込額に法定負担率、施設サービス費15%、その他のサービス分は20%相当で算出しております。

2 項 1 目調整交付金は、交付見込み率4.43%で計上しております。

2 目地域支援事業交付金から 4 目の地域支援事業交付金につきましては、それぞれの法定負担率に基づきの計上でございます。

5 目介護保険機能強化推進交付金、6 目保険者努力支援交付金につきましては、前年度実績に基づき計上しております。

7 目その他補助金交付金はシステム改修分で、補助率 2 分の 1 の計上でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、2 目地域支援事業交付金の現年分につきましては、標準給付見込額に法定負担率27%で計上しております。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年分は、標準給付見込額に法定負担率、施設分が17.5%、その他サービス分が12.5%の計上でございます。

次のページをお開き願います。

2 項財政安定化基金支出金につきましては、科目設定でございます。

3 項 1 目地域支援事業交付金から 3 目の地域支援事業交付金でございますが、対象事業経費に対する法定負担率での計上でございます。

6 款財産収入は、科目設定でございます。

次のページをお開き願います。

7 款 1 項一般会計繰入金でございますが、1 目から 6 目までにつきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分のほか職員 1 名分の人件費及び事業費分の繰入金を計上しております。

2 項 1 目は、介護給付費準備基金繰入金の計上でございます。

次のページをお開き願います。

8 款 1 項 1 目繰越金から 9 款 1 項 2 目第 1 号被保険者加算金までは、科目設定でございます。

2 項雑入、1 目、3 目は科目設定、2 目雑入については前年の実績により計上ござ

います。

147ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、主なものは職員 1 名分の人件費のほか12節委託料は、第10期介護保険事業計画の策定業務及びシステム改修費分でございます。

13節使用料及び賃借料は、介護保険の台帳管理システムの使用料、介護保険標準マスターの使用料でございます。

次のページをお開き願います。

2 項賦課徴収費の主なものは、10節需用費は納付書等の印刷製本費。

2 目 7 節報償費は、保険料完納奨励金でございます。

3 項 1 目認定調査等費は、介護認定調査の経費でございます。年間240件分として計上してございます。

2 目認定審査会共同設置負担金は、黒川地域行政事務組合への負担金となっております。

次のページをお開き願います。

4 項 1 目運営協議会費は、介護運営協議会に関わる報酬及び費用弁償でございます。

2 款 1 項介護サービス等諸費から151ページの 4 項特定入所者介護サービス等費まで、保険給付費につきましては、第 9 期介護保険計画で定めました給付の見込額と実績を勘案しての計上でございます。

151ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、要支援者等の通所サービス、訪問サービスに関わる給付費分でございます。

2 目総合事業費精算金につきましては、科目設定でございます。

2 項 1 目一般介護予防事業費は、保健師 1 名分の人件費の計上でございます。

152ページをお開き願います。

3 項 1 目総合相談事業費は、地域包括支援センター運營業務に関わる委託料でございます。専門員 3 名分の人件費を委託料として計上してございます。

2 目権利擁護事業費につきましては、成年後見制度申立てに関わる経費でございます。

3 目任意事業、主なものとして、12節委託料は配食サービス介護者の集いの経費で、19節扶助費は、紙おむつ支給事業に関わる経費でございます。

4項1目審査支払手数料は、支払い機関への支払い分の計上でございます。

次のページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は利子相当分で、5款1項1目利子から次のページの6款2項1目一般会計繰出金については、科目設定でございます。

7款予備費は、財源調整でございます。

155ページから162ページまで給与費の明細書となっておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

また、163ページについては、過年度分の債務負担行為の調書になっておりますので、こちらもご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に都市建設課長、水道、下水道会計の説明をお願いします。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは、まず初めに、水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書178ページをお願いいたします。

第1条は総則で、令和8年度大衡村水道事業会計の予算は次のとおりとする。

第2条は、業務予定量を次のとおり定めるもので、主な建設改良事業として国道4号上水道管支障移転事業を見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入支出それぞれ2億6,124万1,000円とするものでございます。

179ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入につきましては1億300万1,000円を、支出につきましては1億2,652万8,000円を計上しており、不足する額2,352万7,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は、企業債に係る規定で、起債の目的につきましては、国道4号拡幅に係る建設改良、限度額は1億300万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

180ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金に係る規定で、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の金額の流用規定。

第8条は、議会の議決を経て流用できる費目の規定となっております。

第9条は、他会計からの補助金について記載の3項目に係る補助金として、合計478万9,000円を計上するものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を250万円と定めるものでございます。

続きまして、令和8年度当初予算の主な要点につきまして、予算に関する説明書で説明いたしますので、182ページをお願いいたします。

まず初めに、収益的収入及び支出の収入から。

1款1項営業収益の主なものは、1目給水収益2億1,600万円は水道使用料金で、前年度比2.8%の増となっております。

2項営業外収益の主なものとしまして、2目の他会計補助金で、内訳は電算システム料金助成金、村営住宅等の個別検針研修補助金、国道4号大衡道路拡幅及び県道仙台三本木線、歩道設置に伴い支障となる消火栓の移設費と6目の長期前受金戻入が主なものとなっております。

次に、支出についてご説明いたしますので、184ページをお願いいたします。

1款1項営業費用の主なものとしまして、1目原水及び浄水費は、宮城県大崎広域水道への受水費。

2目配水及び給水費は、計装設備保守点検など通常の保守点検業務、設備等の修繕費のほか水道管網解析業務を計上しております。

4目総係費は、職員2名の人件費と検針を含んだ窓口収納業務、会計支援業務を計上しており、5目は構築物等の減価償却費となっております。

2項営業外費用につきましては、支払利息及び消費税を。

185ページにまたがりませんが、3項特別損失につきましては、科目設定。

4項は、予備費を計上しております。

186ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まずは、収入から。

1款1項開発負担金につきましては、科目設定。

2項企業債につきましては、国道4号拡幅に伴う上水道管支障移転事業に伴う起債となっております。

187ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

1 款 1 項建設改良費につきましては、1 目の営業設備費は、備考記載のとおり量水器の購入と水道施設中央監視装置のリース代。

2 目配水設備拡張費につきましては、国道 4 号拡幅に伴う水道管の布設外工事とそれに伴う復成設計業務を計上しております。

2 項の企業債償還金につきましては、元金償還金となっております。

次ページ、188ページから202ページにかけ、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書を。

203ページから210ページまで予算説明書を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

水道事業会計につきましては、以上でございます。

引き続きまして、下水道事業会計についてご説明いたしますので、予算書211ページをお願いいたします。

第 1 条は総則で、令和 8 年度大衡村下水道事業会計の予算は次のとおりとする。

第 2 条は、業務予定量を次のとおり定めるもので、主な建設改良事業として、国道 4 号下水道管支障移転事業と吉田川流域下水道建設負担金を見込んでおります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入支出それぞれ 3 億 7,900 万円とするものでございます。

212ページをお願いいたします。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入につきましては 1 億 9,065 万 1,000 円を、支出につきましては 2 億 5,522 万 8,000 円を計上しており、不足する 6,457 万 7,000 円につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

第 5 条は、債務負担行為に係る規定で、表の 1 行目、2 行目は下水道事業分。3 行目、4 行目が浄化槽事業分となっており、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

213ページをお願いいたします。

第 6 条は、企業債に係る規定で、表の 1 行目が、国道 4 号拡幅に伴う支障移転事業の特定環境保全公共下水道事業債で、限度額が 1 億 4,050 万円。2 行目が、吉田川流域下水道建設負担金の流域下水道事業債で、限度額が 2,050 万円。3 行目が、浄化槽設置に係る合併処理浄化槽事業債で、限度額が 240 万円。4 行目の公営企業法適用債は、企業

会計への移行に伴うものとして限度額160万円とそれぞれ定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金に係る規定で、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の金額の流用規定。

第9条は、議会の議決を経て流用できる費目の規定となっております。

第10条は、一般会計から補助を受ける金額として6,427万5,000円とするものでございます。

続きまして、令和8年度当初予算の主な要点につきまして、予算に関する説明書で説明いたしますので、216ページをお願いいたします。

まず初めに、収益的収入及び支出の総額3億7,900万円のうち下水道事業分が3億1,500万円、浄化槽事業分が6,400万円となっております。

収入の内訳としまして、1款1項営業収益の主なものは、1目下水道使用料1億2,028万8,000円で、内訳が下水道使用料1億200万円、浄化槽使用料1,828万8,000円で、前年度比3.2%の増となっております。

3目他会計負担金につきましては、基準内繰入分で、雨水処理に関する経費分となっております。

2項営業外収益の主なものとしまして、2目の他会計負担金は基準内繰入分で、分流式下水道経費、不明水処理経費、公営企業法適用に関する経費となっております。

3目の他会計補助金につきましては、基準外繰入分で、村営住宅等の個別検針と赤字補填分としての一般会計からの補助金となっております。

5目補助金につきましては、ストックマネジメント策定に係る社会資本整備総合交付金、6目の長期前受金戻入が主なものとなっております。

次に、支出についてご説明いたしますので、217ページをお願いいたします。

1款1項営業費用の主なものとしましては、1目管渠費は、職員2名分の人件費と通常の保守点検などの維持管理及び水質検査委託料、ストックマネジメント策定業務を計上しております。

2目浄化槽費は、職員2名分の人件費と新設を含む412基分の浄化槽維持管理経費となっております。

3目総係費は、水道事業への使用料徴収事務委託、公営企業会計支援業務のほか、水

道事業と同様、窓口収納業務となっております。

4 目流域下水道維持管理負担金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金で、前年度比4.6%増の113万立米分を計上しております。

5 目減価償却費につきましては、下水道事業分 1 億4,879万円、浄化槽事業分662万2,000円を計上しております。

2 項営業外費用につきましては、支払利息及び消費税を。

3 項特別損失につきましては、科目設定。

4 項は、予備費を計上しております。

219ページをお願いいたします。

次に、資金的収入及び支出についてご説明いたします。

まずは、収入から。

1 款 1 項企業債につきましては、国道 4 号拡幅に伴う下水道管支障移転事業、吉田川流域下水道建設負担金と浄化槽設置に伴う企業債となっております。

2 項他会計負担金につきましては、流域下水道建設に要する経費と企業債元金償還に伴う負担金となっております。

3 項国庫補助金につきましては、浄化槽 3 基分に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4 項負担金につきましては、下水道事業分は科目設定、浄化槽事業分は浄化槽 3 基分の分担金を計上しております。

220ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

1 款 1 項建設改良費の 1 目管渠費につきましては、国道 4 号拡幅に伴う県道石巻鹿島台色麻線以南の復成設計及び下水道管布設外工事と吉田川流域下水道建設負担金となっております。

2 目浄化槽費につきましては、3 基分の浄化槽設置工事分となっております。

2 項企業債償還金につきましては、下水道事業及び浄化槽事業における元金償還金となっております。

次ページ221ページから235ページにかけ、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に係る調書、貸借対照表、損益計算書を。

236ページから243ページまで予算説明書を添付しておりますので、後ほどご確認いた

できればと存じます。

以上、水道事業会計、下水道事業会計につきましてご説明申し上げました。よろしく
お願いいたします。

議長（高橋浩之君） お諮りします。ただいま議題となっております令和8年度大衡村各種会
計予算6件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置
し、審査を付託することにしたと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、令和8年度大衡村各種会計予算6件
の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することと決定いたしま
した。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました6件の議案については、
会議規則第46条第1項の規定により、来る3月13日まで審査を終了するよう期限をつけ
ることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る3
月13日まで終了するように期限をつけることに決定しました。

ここで、予算審査特別委員会において委員長・副委員長を選任していただくため、暫
時休憩します。

再開は、委員長、副委員長が決定次第、開会します。

暫時休憩します。

午後3時42分 休 憩

午後3時57分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告しま
す。委員長に赤間しづ江さん、副委員長に早坂美華さんが選任されました。

ここでお諮りします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月6日から3月
12日までの7日間を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、3月6日から3月12日までは休会と

することに決定しました。

なお、3月13日の会議は、予算審査特別委員会終了後に開会することにいたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時58分 散 会